

第2回世羅町議会定例会会議録

令和6年6月5日
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第2回世羅町議会定例会 (第2号)

令和6年6月5日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 課 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和6年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和6年6月5日】

順番	質問者	質問事項
1	11番 山田睦浩	1 町の防災対策は
2	1番 高橋公時	1 「消滅可能性自治体」脱却の施策は！
3	4番 矢山 武	1 上水道の施設整備後の運営に関する負担はどうか 2 高齢化が進み集落をどう守るか 3 後期高齢者医療と介護サービスを守り負担の軽減を
4	7番 藤井照憲	1 依然流行のコロナ対策は 2 早めの避難の定着は出来るのか

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず 町の防災対策は 11 番 山田睦浩議員。

○11 番(山田睦浩) 議長。

○議長(米重典子) 11 番 山田睦浩議員。

○11 番(山田睦浩) おはようございます。それでは議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

項目1 町の防災対策は。質問の要旨でございます。

2023 年 9 月 1 日で関東大震災から 100 年が経過しました。

死者・行方不明者 10 万 5385 人、1995 年には阪神淡路大震災、死者・行方不明者 6437 人、2011 年東日本大震災、死者・行方不明者・関連死を含めると 2 万 2215 人に及んでおります。2016 年熊本地震では、18 万人を超える方が避難を余儀なくされました。

更には本年 1 月 1 日に発生した、能登半島一帯における大地震、未だ復旧復興への道のりは険しい状況下にあるものと推察できます。

今後 30 年以内に巨大地震が起こる確率は 70%、いつ大災害が起こってもおかしくない状況にあります。

広島県及び本町においては、こうした大地震については余程馴染みのないように思われがちですが、先月 4 月 17 日午後 11 時 14 分に発生した地震では、住居の屋根瓦がずれて修理をした方が町内にもおられました。

また、これから梅雨時期を迎え、大雨や線状降水帯により局地的短時間での降水量増加の恐れのある季節となります。記憶に新しいところでは 2018 年 7 月豪雨により、県中部においては 48 時間降水量が 412 ミリを観測し、これにより発生した土砂災害では 108 人の尊い人命が奪われました。

本町においても、河川の氾濫・床上床下浸水・裏山からの土砂が家屋内へ流入し、復旧までかなりの時間を費やしたことを記憶しております。

国連の気候変動に関する地球温暖化についての報告では、世界の平均気温が産業革命前より 1.5℃上昇した場合、1億5000万人が極度の干ばつにさらされ、洪水リスクが2倍になると予測され、温暖化が現状のまま進めば早ければ2030年に上昇幅は1.5℃に達するとしています。

これらのことにより、危機感をもって気候変動対応と併せ従来規模とは異なる自然災害への備えも必要になります。現在での防災体制や治水インフラは地球温暖化を想定して構築されておらず、少子高齢化や過疎化に伴い、地域の防災力も低下このような状況下の中、いかにして地域の防災力を高めていくかが問われているのではないのでしょうか。

住民一人ひとりが当事者意識を持ち、災害時の情報にアクセスできる環境を整え、確実に避難できる場所を設定し、平時から弱者にやさしいまちづくりをし、その視点を盛り込んだ避難や避難所運営をすることが求められるのではないのでしょうか。

これらのことを踏まえ、災害時及び避難所、自主防災組織、消防団、防災センター、自治センター、県河川・町河川の浚渫、町立保育所、小中学校、認定こども園での防災教育、水道インフラ・防災士について項目ごとに質問をいたします。

(1) 現在12地区の自治センターが第1次開設避難所に指定されておりますが、なぜ甲山地区は第1次開設避難所が農村環境改善センターなのでしょう。平成30年災の際、芦田川を挟んで南側に居住されている住民は河川の氾濫が予想され避難ができなかった状況があります。これらの町の見解をお伺いいたします。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) おはようございます。山田睦浩議員の町の防災対策はのご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭おっしゃいましたように数々の事例をおっしゃっていただきました。先般来能登半島地震においてはですね、職員派遣を行うなかで、早急復旧にご尽力いただいている、そういった報告も受けているところでございます。町としてもそういう災害が起きることを想定しながらさまざまな取組を行っていただければと思いますけれども、ちょうど先ほど決裁を朝来てしてましたら、これまでの災害、特に東日本大震災における首長、私ども市長、町長の対応の事例が出ておりました、それをちょっと読んでおりました。そのなかにありますのが、いわゆる災害発生時からの時間、これを庁舎にいち早く駆けつけるということは勿論であります、まずそこでの組織づくりというものが大変ご苦労いただいております。危機管理を行う

部署、またそれぞれ対策本部を置く部署等が離れておったりですね、大きな市においては5階にそういった危機管理の場所をおいていたんだけど、エレベーターが止まったということで、階段を使って上下上下したんだということもありました。なおかつですね、地震が起きたその後、本震が起きたそうございまして、本震になったからですね、またそういった本部を作るのにかなりな時間を要したということで、災害対応に苦慮されたことがいろいろと申し述べられていました。まだ途中しか読んでおりませんのでまたいろいろな場面で役立ててまいりたいと思っているところでございます。

議員ご質問いただきました町の防災対策の中の1問目でございます。「甲山地区の避難所開設について」のご質問にお答えさせていただきます。

以前には甲山自治センターと甲山農村環境改善センターが近くにございまして、1階ホールへ多くの避難者を収容できることから、甲山農村環境改善センターを第1次開設避難所として指定しておりました。現在の甲山自治センターは、旧甲山保健福祉センターを改築・移転して、大規模災害時に災害ボランティアセンターが開設される場合での拠点施設として位置付けております。

甲山地区においては、避難者の収容施設規模が大きく駐車スペースも確保できるということから、施設内に町職員の執務室がございまして甲山農村改善センターについては避難所開設に向けて職員体制を早期に整え避難者の増加にも対応しやすいという点などから第1次開設避難所としてございます。分散する位置にございます甲山自治センター、甲山小学校、甲山中学校の3か所を指定避難所に現在指定しているところでございます。

○11番（山田陸浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田陸浩議員。

○11番（山田陸浩） それでは総務課長お尋ねしますね。1問目、答弁は第1次避難所が改善センターという答弁でございました。後の平成30年災の際の答弁がなかったように思うんですが、平成30年のとき消防団で出てございまして、日本通りの住民の方を避難するやうにと個別に回ったんですが、その際にあれだけ川に水が流れていてどうやって渡るんやと。消防団員一旦屯所に帰って皆そういうことを言われたと。叱られたんですね。どうやってあそこを向こうに行くんやと。そりゃ、そうですよ。あんだけ流れといてね。甲山だけじゃなく、神崎だって、東神崎だって芦田川流域の人はそうだと思うんです。避難所が向こう側にあつたら川を越えてなかなか行くのもね、怖かっただろうなと思って。そのなかで1問目はそのことだけだったんですが、そのことについてもお聞きしたいし、小学校、中学校が避難所

になっております。小学校、平成 30 年災の際、甲山小学校の体育館に行ってみました。何人かが避難されておりました。小学校・中学校が避難所になった際は、開錠は当該学校長がするのでしょうか。これ教育委員会ですね。先に平成 30 年災のほうをお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明いたします。平成 30 年災の際にはですね、議員ご指摘のとおり数多くの方が避難の行動をとっておられます。そのときを見ますと、甲山地区においては改善センターのほかにおっしゃられました甲山小学校の屋内体育館、また甲山の自治センター、隣接しておりましたけれども、この甲山自治センターにも避難をされておる状況でございます。また連坦地区において、大田地区でございますが、他に文化センター等にも避難をいただいているところでございます。

この避難の行動でございますが、第 1 次開設は自治センターなり、改善センターなりといったところで開設をいたしますけれども、これもまずは命の確保ということから、まず拠点として設けると。他に町長答弁で申し上げましたとおり、指定避難所を分散して指定しております。まず大きな災害のときには自らの命を守る行動を取っていただくということで、こういった指定避難所を活用していただきたいというふうに考えております。大きな河川を渡るということは危険がございます。そのとき渡らずに甲山小学校に避難していただいたということは賢明な判断をされているということでございます。各地区においても同様のことがあろうかと思えます。近くを流れる、平時は平穏な河川であっても災害時においてはたいへん危険なものになるということは各地区において同様でございます。まずはそういったところから離れるという行動を取っていただくという観点で避難行動を理解していただきたいと考えてございます。

○議長（米重典子） 体育館の開錠は。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） もう 1 点ご質問いただきました。教育委員会所管施設についての扱いでございます。ご指摘いただきますとおり開錠の管理につきましては教育委員会で所掌されとります。先の平成 30 年災の豪雨のような際にはですね、大規模な災害ということで複数の避難所開設が見込まれる時点で、教育委員会とも連絡を取合いながらそういった対応をとっていくことになろうというふうに考えて

おります。事前の警戒態勢を取る段階からですね、町長部局であろうと教育委員会部局であろうとですね、連携は取ってございますので、そういった複数開設においては教育委員会通じて、各学校の校長先生方等に連絡を取っていくということになってまいります。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 小・中学校誰が開けるんですか。鍵は。校長先生ですか。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、山田議員がおっしゃいました甲山中学校、甲山小学校の件ありましたけれども、今、総務課長が申しあげましたように、役場本庁と教育委員会が連携しまして、鍵の管理は学校の管理職が持っておりますので、学校の管理職のほうに駆けつけまして、開けるということが基本になっております。勿論校長、教頭、他市町に住んでおる者もおりますので、近いほうのものが開けるという形になります。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今教育長おっしゃいますように、必ずしも校長先生、教頭先生が町内在住者でないと思いますので、そこら辺の連携も町長部局としっかり取っていただきたいなと思います。

続いて（2）に入ります。多様性が求められる時代となり、福祉避難所の指定も必要になってくるのではないのでしょうか。そのなかには要配慮の方が良好な避難生活ができるようバリアフリー施設やオストメイトと言われる人工肛門や人工膀胱を造設されておられる方、また多動症、自閉症などの発達障害の方にとっては、たとえ一時的であっても一般の避難所での対応が困難と考えられますが、福祉避難所に対する町の考えをお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目「福祉避難所に対する考えについて」のご質問にお答えをいたします。

災害時の避難において、高齢者、障害者、妊婦や乳幼児などの要配慮者の円滑な利用が確保され、支援や相談又は助言を受ける体制を整えた福祉避難所の確保は、大変重要と考えております。

現在、本町では老人福祉施設や障害者支援施設など4施設と避難所協定を締結し福祉避難所としております。災害時は、まず一般避難所で避難者の安全を確保し、避難所での生活が困難な場合には福祉避難所へ避難を行うという運用をいたしております。

要支援者が福祉避難所へ直接避難できる形が望ましい運用ではございますが、県内で直接避難の仕組みがある市町は少なく、予め避難者を特定し情報を共有したうえでの運用をされております。

福祉避難所の要件を満たす施設や支援体制を新たに整備していくことは困難でありまして、まずは避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に避難支援のための個別避難計画の作成を進めてまいります。

○11番（山田陸浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田陸浩議員。

○11番（山田陸浩） この質問をするに至ったのは、ある町内在住のお子さんをお持ちの保護者の方からそうした災害の時の話から自閉症のお子さんがおられるということで、たとえば大勢の一般の方と同じスペースでの避難というのはうちの子はととてもじゃないけど無理だと。こういう子が集まれるような避難所というのはこれからもないのかなという話をさせてもらって、今回質問させてもらったんですけど、県内にもあまりないということで、これからそうした方を対象に個別避難計画を進められていくということですが、これはどういったもんなんでしょうか。個別避難計画というのは。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今、議員、お示ししていただいたような、支援が必要な方、特に普段から場所等ですね、制約のある方というのは確かにございます。こういった方々につきまして、避難という非日常の場合を想定した場合に非常に大きな負担がかかってくることとなります。一番望ましいのは通常平常時において過ごされているような同じ環境をですね、避難時においても確保するということが望ましいわけでございます。

今、名簿に掲載されておられる方につきましては、そういった普段の特性であったり、支援の必要なあり方等を反映する形で個別に避難の計画を立てていくということを進めております。議員ご指摘いただきますとおりですね、普段使用されているそういった施設であったり、そういったところのご協力を得ながらですね、安全が確保できる形というのを模索していくということになってまいります。

○11 番（山田陸浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田陸浩議員。

○11 番（山田陸浩） いろんな支援が必要な方が安心して避難できる場所というのをさせていただきたいと思います。

（3）に行きます。地域防災力を高めるためには、公助に加え地域住民による平時からの自助・共助の取組、いわゆる自主防災組織の育成と平時における活動支援が重要な要素になると考えます。そのうえで自主防災組織の組織率はどのようになり、また、未組織地区での組織化できない要因としては何が障壁となっているのかお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3 点目のご質問でございます。「自主防災組織の組織率、組織化できない要因は」のご質問にお答えいたします。

自主防災組織につきましては、令和 6 年 4 月末の時点では 44 組織が登録され、戸数ベースの組織率は 83.7%となっております。町内 13 地区の内の 2 つの地区で、組織率 100%には達しておりません。自主防災組織が未組織の地区代表者などから状況を伺い協議を行ってきたなかでは、地域内で役員数を増やすのが困難である、また新たに組織を設ける必要はないなどの意見が聞かれ、組織化には至っておりません。

自主防災組織の認定においては、組織の規約と組織の活動事項を定めた防災計画の作成が必要となります。既に各地域で活動されている組織等の規約や活動計画がある場合には、防災に関する事項や活動計画をそこに盛り込むといったことも可能でありまして、新たに組織を立ち上げる必要はございません。地域で災害に備えることの重要さや住民の防災意識の高まりが期待できるといったことなどを丁寧に説明し、自主防災組織の設立を今後も支援してまいります。

○11 番（山田陸浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田陸浩議員。

○11 番（山田陸浩） 今の答弁を聞いておりますと、自主防災に限らず、自治組織の今のなり手不足というのもリンクしているのかなと思います。答弁の中で既に各地域で活動されている組織等の規約や、活動計画がある場合、これはそれぞれの 13 自治組織の規約の中に防災に関する規約が条文としてあれば取って代わって組織化する必要はないということなんでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員おっしゃいますとおりですね、既存の各地域で活動をされておられることと存じます。その活動の中に防災に関してはこういった役割を持つ、またこういった活動をしていこうといった防災に関する事項をですね、盛り込んでいただいて、組織的に取組を示していただくといった必要がございます。その要件を満たしているということになれば、自主防災組織として認定をさせていただいてですね、その活動を支援してまいりたいと。補助金等もわずかながらではございますけれども、施設の整備であったり、またそういった活動の支援をする形を整えてございます。

○11番（山田陸浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田陸浩議員。

○11番（山田陸浩） そうしますと、敢えて組織化する必要もなく、企画課長これどうですか。自治会の組織の規約の中にこの防災のことがあればいいという話ですよね。そうですね。違いますか。

始めからこの自主防災をする前にそういうことにしてやったほうが良かったのかなと思いますが、今更言ってもしょうがないので次に入ります。

（4）3月27日に津久志地区自主防災会と災害時等における避難所開設及び運営協力に関する協定締結をされておりますが、この締結に至った経緯・内容及び他地区への広がりなどをどのように進めていこうとされておるのか、町長の考えをお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まずは状況等総務課よりご説明をさせていただきます。

4点目の「自主防災組織との避難所開設・運営に関する協定の提携の経緯、内容そして他地区への広がり」のご質問にお答えします。

令和6年3月、本町では初めて指定避難所となる自治センターの開設・運営を委託する協定を、地元の津久志地区自主防災会と締結をいたしました。

津久志地区自主防災会においては、過去に大雨等で避難所が開設された際に、避難所への避難をためらうといった住民の方がおられたという実情から、地元住民による避難所運営を行うことで、少しでも避難しやすい環境を整えたいと考えられまして、この協定の締結が実現をいたしました。

地域の方々が避難所運営を担うことで、避難所開設に備える早めの体制づくり、また開設後も避難者の状況を把握しやすいなど、多くの利点があるものと考えてお

ります。今回の協定締結をきっかけに、地域の防災意識自体が高まっていくことを期待しております。

既に他の地区からも避難所運営に関する問い合わせをいただいております、委託する内容や町からの支援などを丁寧に説明させていただき、実際に取り組まれます津久志地区のご意見や事例なども紹介しながら、他地区での取組を支援してまいりたいと考えております。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） では私の考えを述べよということでございますので、お答えをさせていただきます。この協定に関して地域から出た声としてですね、まず地元のそういった組織の中の人材が早期に駆けつけることが容易であるということ、行政から職員を対応しているとどうしてもタイムラグがあるということで、早めな開設ができるということ。併せてそういった要支援者の方の把握もできている、なおかつ顔見知りであるといったところがですね、かなり大きなウェイトがあります。

町の職員もですね、総勢は200名はおりますけれども、現場対応する人材等々含めると、約半数位しか対応できません。そのなかでも避難所運営については24時間でございますので、昼夜と分けてですね、4人体制にしてございます。なおかつ、そのなかにも保健師であったり、さまざまな対応しなければならない本部職員として庁舎内に待機させる人材もたくさん出てまいりますし、また他の機関とのしっかり連携を取る必要もございます。

そういった観点からこういった自主防災のほうで運営いただくことによりまして、そういった人材について、明らかにマンパワーがそのほうへ回せるといったところになるかと思えます。他地域と言いますか、先般移動町長室を行うなかでもですね、至った経緯なり、また運営方法なり、これはまだ協定を結んだばかりでございます、大きな災害ございませぬけれども、今後においては十分そういった取組についていろいろと色々なケースに対応できるようにですね、なかでもご協議いただけるものと思えますし、町のできることにしていろいろな支援のあり方があろうかと思えます。こういった広がりがございますね、全地域広がっていくことが望ましいと思えます。先ほど議員おっしゃいましたように、避難できない方もいらっしゃるし、避難が危険な場合もございます。そういった場合の対処の仕方もですね、その組織においていろいろと連絡を取合えるということがあろうかと思えます。他の地域ではラインでございますね、各地域の代表者とそのやりとりをするシステムを作られているということでございます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 総務課長、町長から縷々答弁いただきまして、非常に良いことづくめかなというふうに思います。他地域への広がりをお願いしたいところがございます。ただ一方で、この協定を結ぶことによって、締結することによって職員の派遣は当然ないということですよ。そのなかで職員の防災に対する意識の低下というのが懸念されるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。先ほど町長説明しましたとおりですね、職員数総枠といたしましてはまだ不足しているような状況でございます。こういった取組が広がっていくことで人員不足の面が幾分かでもカバーできるこういった状況になることは大変喜ばしいものと考えておりますけれども、防災意識の高まりと言いますか、維持ということに関しましては、当面この人員不足の状況、それから防災の重要さというのを職員共有いたしておりますので、その点は懸念はないというふうに認識しております。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 続きまして（5）に行きます。地域に密着した消防団は、消火活動のみならず地震や風水害なども任務としており、特に自然災害時には多数の団員が必要となります。現在の定員数及び現団員数はどのような状況でしょうか。また、近年全国的に小型ポンプ操法大会の開催可否や是非が問われているなか、本町もアンケートを実施されたと記憶しておりますが、その結果から見えてきたものについてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 5 点目「消防団定員と団員数の状況、ポンプ操法大会開催に関するアンケートについて」のご質問にお答えをいたします。

現在の世羅町消防団員の定数は 650 人で、令和 6 年 4 月 1 日時点で登録のある団員数は 569 人となっております。

世羅郡ポンプ操法大会につきましては、令和 7 年度は広島県消防協会世羅支部が主催する町単独での開催の年にあたります。消防団各分団の本部員や団員などから出された意見を現在意見集約をされてございます。夏以降に次年度活動計画

を取りまとめられるものと伺ってございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今年の出初め式の際に新入団員が8人でしたね。少ないなど思って。一方で冊子を見ますと、退団者が結構な数いましたよね。これも少子化と言えば少子化なのかなというふうにまとまってしまいうんですが。年々新入団員の数も減ってくる。定員650人に対して569人、マイナス80人くらいですか。これもどンドンどンドン減ってくるのかなと思って、非常に先行き不透明な中ではありますが、そのなかで先ほど申し述べましたポンプ操法大会、本町ではなく、全国的にニュースでも、地方紙でも報道してありましたが、この大会に向けての練習のことで最悪のケース離婚されたというのが全国であったみたいで、なぜかと言いますと、ご承知のように大会当日が近づいてくると、練習回数増えますよね。週2日だったものが週3日になったり、あるいは毎日のようになったり、それは各部各班でやられていることなので、練習日まではよくわかりませんが、そのことがご家庭では負担になって、ポンプ操法に出られるというのは比較的若い世代、30代、40代、まさに働き盛り、子育て盛りの真っ只中の年代層の人が選手として選ばれて出られていると思うんです。そうしたなかで日中の仕事を終えて、夜間の練習に行つて疲れて帰ってきて、家庭でどんな状況だったのかよくわかりませんが、結局最悪のケース離婚ということになったらしくて、その辺からポンプ操法大会の開催の是非、可否が問われるようになって、まだアンケートの結果が出てないということなんです。これは是非公表できるものなら公表していただきたいなというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。無理にとは言いませんので、お願いいたします。

次に（6）に行きます。防災センターは有事の際、どのような機能を発揮するのか。また、備蓄されている物は何がどれだけあるのか詳しく伺います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 6点目「防災センターの機能、備蓄について」のご質問にお答えいたします。

非常時に備える防災センターの機能といたしましては、災害対策本部の設置を可能とする防災会議室、常駐を可能とする和室・洋室・浴室等を備えるほか、浸水を考慮した2階大型備蓄倉庫、緊急車両と荷捌きスペース等を備えております。これらの機能性によりまして、自衛隊による実働訓練会場に使用された実績もござ

います。

備蓄している主な物資といたしましては、作成済の土のう約 400 袋、土のう袋約 4500 袋、ブルーシート約 300 枚、木杭約 500 本などがございます。また、避難所への救援物資は、お湯や水を入れて食べるアルファ化米が約 2000 食、ペットボトルの水 500 ml が約 2300 本、乳児用の液体ミルク 200 ml が 30 缶、毛布が約 1200 枚、敷物として使うマットが約 300 枚、折り畳みベッドが 45 台、段ボールベッドが 36 台、乳幼児から大人までの各種紙おむつが約 1100 枚、携帯トイレが 1000 パックなどがございます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 備えあれば憂いなしということでこうした備蓄された物が使えないような、大災害が発生することがないように祈るばかりでございます。

続きまして（7）に入ります。現在 13 自治センターが指定避難所となっておりますが、災害発生時最大何人が何日間避難可能になると想定をされておられるのか、詳しく伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 続いて「災害発生時に、指定避難所へ最大何人が何日間避難可能か」のご質問にお答えします。

平成 30 年 7 月豪雨で指定避難所へ避難された方はピーク時 654 人の記録があり、これは夜間でした。町ではこれを参考に最大想定避難者数を 650 人と想定しております。避難期間中の食料に関しては広島県の「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」を参考に、最大想定避難者数の 1 日分の食料を備蓄しており、災害時において 2 日目からは県の備蓄、1 日目から 3 日目にかけては家庭や企業の備蓄品の受入れにより確保することとしております。

体育館等を含めた避難所全体の最大収容人数は、施設ごとの居住可能面積に対し 1 人当たり使用面積を 1.8 m²として計算しますと、約 9500 人の受け入れが可能ということになります。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 続きまして（8）に入ります。

県河川・町河川には、堆積している土砂が川底を高くし、周囲には雑木が繁茂し

流速の妨げになっている箇所はどのようにしているのか県の対応も含めてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 8点目の「県河川及び町河川の堆積土の浚渫について」のご質問にお答えいたします。

はじめに堆積土の状況把握についてでございます。

広島県が管理する河川及び町が管理する河川それぞれの河川管理者におきまして、出水期前などにパトロールを行い堆積土の把握のほか、護岸の異常の有無などの点検を行い、災害の未然防止に努めているところでございます。

次に必要な対策、浚渫についてお答えいたします。

町におきましては、パトロールにより異常な土砂の堆積が見られた箇所につきまして、令和2年度に創設されました緊急浚渫推進事業債を活用し、浚渫を行ってきているところでございます。

この事業の事業期間は令和2年度から令和6年度までの5か年で、令和5年度までに17河川22箇所の浚渫を実施し、令和6年度は5河川5箇所の浚渫を計画しているところでございます。

また、県におかれましては、県が策定しております「河川内の堆積土等除去計画」に基づき浚渫が実施されているところでございまして、今年度芦田川について浚渫が予定されているところでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 浚渫についてももしっかり対応していただいているようなので、安心しました。

次に（9）に入ります。2011年3月11日東日本大震災発生後、宮城県気仙沼市の小学校で児童74人教職員10人の尊い命が奪われました。このことから大規模災害発生時の学校等での危機意識及び危機管理の醸成が、大変求められるようになったと感じております。現在町立保育所、小中学校並びに、認定こども園では、どの程度の防災教育がされておられるのか、また、教職員の災害発生時の危機管理は、どのようにしているのか詳しくお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 保育・教育現場の防災教育、また教職員の災害発生時の危機

管理についてのご質問をいただきましたので、このうち小中学校における現状についてお答えいたします。

昨日の答弁と一部重なりますけれども、町内小・中学校においては、防災教育や防災訓練・避難訓練を教育課程の中に位置付けて取り組んでおります。特に小学校におきましては、自らの防災行動計画を立てる『ひろしまマイ・タイムライン』がありますので、学校での指導の後、各家庭に持ち帰りまして、それぞれに応じた行動計画を立ててもらっているところでございます。このように、保護者と共に考える必要がありますので、小学校・中学校にかかわらず、参観日の授業の一つとして実施する学校が多くございます。

次に、教職員の災害発生時の危機管理についてでございますけれども、各学校で学校安全計画、及び危機管理対応マニュアルを作成しておりますので、これに基づいた対応をすることを基本としております。具体的な内容でございますけれども、災害発生時の指揮監督や連絡の系統、初期行動、児童・生徒の安全を守るための対応や役割、更には保護者への引き渡し等でございます。

これらは、まず毎年の年度初めに全教職員で共通理解を図りまして、防災訓練や避難訓練時には、マニュアルで定められた手順に沿って訓練を行っております。その事後には見直しを図りまして、より現実的なマニュアルになるよう微調整をしながら危機管理に努めております。これらのことを通しまして、教職員の危機管理体制と意識の醸成を図っております。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 続きまして、町立保育所、認定こども園について、子育て支援課よりお答えをいたします。

町立保育所及び私立認定こども園では、防災計画等に基づきまして、年間を通して、これは毎月でございます。地震、そして雷による落雷からの火災、風水害など、さまざまな災害を想定した防災訓練を行っております。通所時ではまず火災を最優先に、年に1回は、世羅消防署へ依頼をしまして119番への「通報訓練」並びに職員を対象とした消火訓練や心肺蘇生法の研修を行うなど、子どもの命と安全を守るための組織的な対応に努めているところでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 小学校中学校あるいは保育所、認定こども園、幼少期からの防災教育というのはこれから必要になってくると思いますので、引続きよろしくお

願いたします。

続きまして(10)に入ります。大規模災害発生時に最も大事になる上下水道インフラは、どのような危機リスクを想定されているのか詳しく伺います。

○上下水道課長(市尻孝志) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(市尻孝志) それでは上下水道課から「上下水道インフラの危機リスク」のご質問にお答えいたします。

東日本大震災をはじめ、直近の大災害である能登半島地震におきましても、上下水道インフラが大きな被害を受け住民生活には多大な影響が及んでおります。当町の上下水道インフラの供用区域は町全体ではございませんが、大規模災害による被害を受けた場合には、その復旧に相当の時間と費用を要することになると想定をしております。

ご質問の危機リスクに関しましては、特に震災リスクが甚大と捉えております。整備年次から年数が経過した区域につきましては、老朽化に伴う施設更新時の耐震化が必要であると認識をしておるところでございます。

上水道事業につきましては、令和5年度から広島県水道広域連合企業団による事業運営となりまして、水道インフラに甚大な影響が生じた場合には、企業団全体として復旧体制がとられるものと承知をしております。

下水道につきましてはですけども、県内23市町及び広島県で災害に対する協定及びルールを取決めておりまして、資機材及び人的な相互支援の対応をするとともに、平時につきましては、災害対策の訓練等への参加によりまして災害に備えているところでございます。

いずれも、上下水道インフラは町と企業団とが連携して対応し、早期復旧に努めることが必要であると考えておるところでございます。

○11番(山田陸浩) 議長。

○議長(米重典子) 11番 山田陸浩議員。

○11番(山田陸浩) 上水のほうは企業団ということになりましたが、あつてはいけません、大規模災害時にはしっかり連携をとっていただきたいというふうに思います。

最後になります。(11)社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されている防災士、現在何人の方がおられるのか、また、資格取得への支援はあるのかお伺いたします。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは続きまして、「防災士の人数、資格取得への支援について」のご質問にお答えをいたします。

令和6年4月末時点の防災士の人数は、62名の方が登録されております。防災士と言いますのは民間の資格でございます。令和6年4月末時点は62名でございます。

防災士の資格取得への支援につきましては、備後圏域9市町での取組といたしまして、福山防災大学の防災士養成講座に世羅町民分の枠が確保されてございます。

町からは、防災士の資格取得に必要なテキスト代を負担し、町民の防災士の資格取得を支援をしているところでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この防災士、確か今から5年前ですかね、1期目のときに当時の同僚議員がこのことについて質問された際には37人だったと思います。今から4、5年前。今、お聞きしましたら倍、60何人の方が防災士として活躍されているということで、ひとつここでお聞きしたいのは、そのなかに町の職員というのはおられますでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 申し訳ございません。今ご質問いただきました町の職員について把握をしたものがございません。私もまだ取得をしておりません。申し訳ございません。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） それでは最後に3期12年を務められ、また4期目の出馬も表明された奥田町長にお伺いいたします。3期12年を振り返っていただきまして、どれだけ弱者にやさしいまちづくりができたのかということをお伺いして私の一般質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） このたび山田議員から災害対応についてのいろいろご質問いただきました。そのなかでも特に弱者に対する対応についてどれだけ行ってきたかということでございますけれども、これまで多くの災害を経験したところでございます。私も町長になる前の段階の平成22年の大規模災害ございました。この際には

国並びに関係機関の対応に追われたということで、かなり現場対応について時間を要したというふうな認識がございますし、避難箇所においてもなかなか組織もできておりませんでしたので、右往左往するような状況。特に被災された方についてですね、いろいろと対応が後手後手に回ったというような経験ございました。特に土砂流入等もですね、どういうふうに措置していいのかわからないというような状況もあったということでかなり困惑したところです。

首長になりましてまずいろいろとあったのが台風被害ございました。各水害箇所がかなり出ておりまして、電話対応だけでもかなり厳しい状況ございました。ただ寄り添った形で現場にも職員を対応させておりましたけれども、なかなか全部の箇所には到底到達できないところもたくさんございました。

先ほどあった平成30年の大きな災害においてはですね、また交通遮断等も起きました。町外の方が町内から脱出できない状況、また夜間ということもありまして、多くの避難者に対応すること、先ほどありました650人超の方、特に海外の方もいらっしゃったということで、そういった対応についても苦慮したところです。しかし、職員が総出で、チーム世羅としてそういった災害対応のさまざまなことを経験を基に次の段階をしっかりとそういった学習も含めてですね、取り組んできたところがございます。

先ほど防災士のお話出ましたけれども、今、取得者数も増えてまいりました。当初は郵便局長さんが率先して防災士の資格を取っていただいたりしたこともございました。そういった方々、また町内各所においてですね、自主防災組織の中でそういったリーダーを育てようということ、また研修会等も率先して行っている状況がございます。行政としてできることはなかなかすべてに対応できないことが多くございます。町民の方々、いわゆる公助の部分の共助にしっかりとれるように、また先ほど福祉避難所の話も出ましたけれども、さまざまな対応ができる仕組みをですね、今後もいろんな団体とお話をさせていただきながら前に進めていければ考えているところでございます。

○議長(米重典子) 以上で 11番 山田睦浩議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時10分いたします。

.....

休 憩	9時54分
再 開	10時10分

.....

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「消滅可能性自治体」脱却の施策は！ 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に基づき順次質問に入ります。

項目1 「消滅可能性自治体」脱却の施策は！

質問に入る前に、昨日の一般質問においてお二方の同僚議員より、本日の私の質問と被らないようにと、質問内容を配慮していただきました。そのことを感謝申し上げ、本日、その役目をしっかりと執行部に問いたいと思います。

さて、奥田町政がスタートし3期12年の任期も、残すところ4か月余りとなりました。

この3期12年、未曾有の災害に見舞われた12年であり、記憶に新しい平成30年には我が町にも大きな爪痕を残した西日本豪雨災害や、直近では世界的パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスの発生など、防災に関する考えや生活スタイルの変化が問われる時代へと変わってきました。こうした災難を乗り越えるためデジタル化への推進が一気に進み、更にこの先人口減少社会に対応するための施策が、直近の課題となってきています。

私が議員となった8年前、2期目の奥田町長は次世代に繋ぐPart2として「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと世羅」の政策提言書のQ&Aを3項目、町長、覚えていらっしゃるでしょうか。

Q1、「産業団地の整備とは」との問いに、町長は世羅IC付近に整備します。しかし、未だに整備はされておられません。

Q2、「多目的スポーツ施設は」の問いに、町長は長期計画に入れました。大田地区に造りますと。残念ながら断念、中止をされました。

Q3、「自治活動拠点施設の整備は」の問いに、町長は大田・甲山自治センターの建築を進めます。このことは計画通り実行され、先般、山福田自治センターが完成した事により、予定した一定の自治センター整備を終えたところでもあります。3期12年、奥田政権の成果は、野球で例えるなら3打数1安打3割3分3厘。打率の評価はいたしません、終始自治センター整備につける12年であったように思います。

そこで、今回の定例会での一般質問では、偶然とは言え、3月定例会いみじくも私が冒頭に少しお話をした「増田レポート」2010年度を基準に分析、2014年度に896の自治体が消滅すると予測し、本年度2024年、早や10年が経過したと触れたところでもあります。今回は消滅可能性自治体脱却に向けた、町長の今後の取組・施策に

ついて1項目3問お伺いいたします。

さて本題に入ります。今回はいよいよ2020年の全国1729ある自治体の内、分析の結果744の自治体が「消滅可能性自治体」として新たに発表されました。該当する県内の自治体は6つ竹原市、府中市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、神石高原町が将来、単独市町としての存続ができなくなるであろうと発表されました。

「消滅可能性自治体」とは、20歳から39歳の女性人口の若年女性人口が減少する限り、出生数は低下することから若年女性人口の将来動向に着目して分析をしたものであります。

現在我が町は、消滅可能性自治体として該当こそしておりませんが、-50%を基準とし-44.3%とあと5.7%しか余裕がなく、いずれにせよ崖っぷちである事実は認めざるをえない事実であります。コロナ化を含む2024年現在でこのポイントが上昇していることは間違いなく、次の調査では我が町も消滅可能性自治体に該当してくると予想がされます。脱却する施策を町長にお伺いいたします。

1問目として、この世羅町が単独の自治体でなくなるとどうなるのか町長にお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋公時議員の「消滅可能性自治体」脱却の施策についてのご質問にお答えさせていただきます。

冒頭質問の要旨にはございませんでしたが、これまでの私の政策に触れていただきましたので、せっかくですのでお答えをさせていただきたいと思えます。議員のほうからあらかじめ投げるボールを教えていただきまして、配った紙をお届けいただいたということは本当にありがたく思っています。3割3分3厘が打率がいいのか悪いのか難しいところですが、プロ野球では結構好打者になります。しかしながらですね、私はここへQ&A3つ出した部分は、確か8年前の状況でございまして、少し若い時代の写真が載ったこの部分の抜粋でございまして、お持ちいただいておりますが、このなかには総合計画の5つの柱でこんなにたくさんやることを書いていました。ほぼできたかなと思うんですけども、ただこれについてはですね、議員のいろいろな思いがあります。Part 1からPart 2、そして何よりも4年前の頑張ったペーパーを持っては来ました。しかしながらまだまだ打率が悪いうことで、産業団地のことなんですけれども、実は地域の調査をさせていただいたんです。あそこの。一応アンケートを取って土地の持ち主の方にいろいろとお話を聞く中にもうやってほしいという方は半分位はいらっしまったんですけど

も、なかなか企業誘致に東京等へも出かけるなかでですね、さまざまな企業へアタックをいたしました。アタックしてもしっかりブロックされた部分もあるんですけれども、なかなか高打率にはつながらなかった。途中で企業の中でホテルが来るということが判明いたしました。ホテル建設となるとですね、今度は周りに大きな工場ができるとうるさいというような声も出てくるということもあって、ちょっといろいろと今でも企業に声は掛けている部分あります。しかしそれが建つことによって実際観光名所としての役割がどうなるのかということもちょっと危惧されるので、そう言っているうちに、ちょっと離れた所にバイオマス関係の企業が入って来ていただきました。これも数年前からいろいろとお話をさせていただいたものでございます。

スポーツ施設、昨日も2番議員にお答えしたように、土地の軟弱化があってあきらめたものですね、あの場所が適地ではなかったということで、その時点で大きな費用を使うことは光ファイバに転換しようということで、そういう形にさせていただいたところでございます。特にあそこは圃場整備する場所でもございましたので、決断を迫られておりましたので、そういったところで方針と言いますかですね、断念を現状ではしています。しかし近年ですね、大きなスポーツ団体から造りたいという声も出てきていまして、これは民間ベースです。これについては、何か応援できるメニューがあればですね、国の施策等も含めて、いろいろと今、協議をしていく必要があるかと思っております。ちょっと打率不足ではあるんですけれども、今後できるだけ100%に近づけるように頑張りたいと思います。

「単独の自治体でなくなるとどうなるのか」というところのご質問ですけれども、先ほどありましたように、令和6年に生まれた地方自治体「持続可能性」分析レポートによる世羅町の状況については議員が述べられたとおりでございますが、封鎖人口の減少率が他市町と比較して減少率が低かったため消滅可能性自治体として該当しておりません。しかしながら、コロナ禍以降、世羅町の出生数は大幅に減少してございまして、今後の封鎖人口も減少することが見込まれ若年女性の減少もこれまで以上に進むものではないかと考えております。

市町の合併により単独自治体でなくなった場合のデメリットでございますけれども、これは一般論としてお聞きいただきたいと思います。行政区域が拡大しますと、議員数も減少いたします。行政と住民の距離が拡大、住民の意見が反映されにくくなる等のほか、合併自治体の中心地域ばかりに公共施設などが集中する。いわゆる今回立地適正化計画等にもあるようにですね、集約していこうという流れが進んでいきます。となると、周辺地域は取残されていくと。また、旧市町での制度がそれぞれ

れ違うことによってですね、このサービスの低下が進みます。住民負担が増加することがあるのではないかという危惧をすることでございます。そうならないように今後においてもですね、しっかり定住策等進めていけるよう頑張っていきたいと思います。後の質問でお答えをさせていただきます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど町長ご答弁いただいたなかに、我が町の出生数が大幅に減少している、このように言われました。私も3月定例会においてコロナ禍を含む過去5年間の出生数について少し触れたところがあります。たとえば令和元年、これはコロナ発生した年であります。この年は12月頃でございましたので、令和元年は81名と世羅町全体で生まれた方が81名と。これがコロナ禍に入り令和2年度60名、令和3年度65名、2022年、令和4年度59名、昨年令和5年度、私ちょっと3月定例会49名と発表したんですけれども、最終的に担当課のほうにお伺いしたら、3月に生まれたということで1名増えられたのと、転入があったということで、令和5年は51名。かろうじて50名を超えたところであります。しかしながら町長、今年度、令和6年、6年まだ4月、5月しか経ってませんよね。6月入りますけど。令和6年度何名出生されるか、知っておられますか。非常に私は気になるので、調べにも行きましたが、町長にお伺いします。わからないようであれば担当課に振ってください。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょっと把握してございません。いわゆる出生前にですね、今頃デジタル化になって母子手帳のデータ管理ができるようなシステムを導入しようということもあるんですけれども、ただそのことは聞いたんですけれども、人数までは聞いてございませんでしたので、担当課に答えさせていただきます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 出生率について今年度につきましては、議員おっしゃいましたように、4月5月でですね、4月が4名、5月が6名でございます。6月以降でございますが、昨年の妊娠の届け出数から想定しますと、今現在で、今年の12月までの予想ではございますが、4月、5月分含めまして、36名の予定であります。1月から3月までを含めましても40名。到底50名には届かないものと予想しております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 通告にないので、イレギュラーな質問をさせていただいたので、大変申し訳ないんですけども、私も気になりまして担当課に聞きました。36名プラス母子手帳発行しているということは今年度生まれるであろうという数は想定できます。今年度2月までで42名位ではないかと。この6月に届け出があれば、プラスアルファで最大でいっても50名届きません。これが予想であります。大きくずれることはない。42から45、46、この程度だと思いますけれども、今年度は確実に50名を割ると。世羅町でもこういった状況なんです。3月定例会には教育委員会に質問しました学校統合に向けてもう40数名ということは1校でよくなるわけなんですよ。

こうったことも踏まえながら、今日は質問の内容が違いますので、1問目の質問、このデメリット、行政区が拡大して町長がご答弁いただいた議員数の減少により行政と住民との距離が拡大、住民の意見が反映しにくくなる。簡単な例で言いますと、お隣、上下町、ここは甲奴郡3町ありまして、甲奴町と総領町と上下町、全部別れましたよね、総領は庄原に、甲奴は三次に、上下は府中に行かれました。上下町であったときも10数名のこういった議員がいたわけです。しかしながらの府中市になった場合、今、正確な人数は把握しておりませんが、2名か3名の議員が出て上下町のこと、府中市のインフラ等の設備に対して、府中市に対して意見を言っているんです。それはご答弁にあったように、なかなか届きませんよね。これまで10数名の議員が町の事に対して意見を言っていたのが、今度は2、3人が府中市に行って意見をしたらといっても届きませんよね。答えはひとつしかなかったと思いますけれども、もうひとつありますよ。夕張のようになった場合、どこの自治体も世羅町をいらないとなった場合は、それこそ皆さんの給料も半減して、最低のインフラ整備、そして行政サービスも低下する。こういったことも無きにしも非ずなんです。ですから今、使いすぎてはいけません。将来をしっかりと見据えなければいけないということを言っているんです。もし世羅町が行政区で言いましたら、尾道より三原と広域行政しておりますので、たとえばですよ、たとえばの話、三原市世羅町になった場合、これ世羅町単独の自治体でなくなるので、たとえば軽微な道路の補修、また側溝の溝の修繕、これ建設課に言えば早くても10日、遅くとも1か月以内には建設課も優秀ですからすぐやってくれますよ。しかしこれが先ほど言った三原市世羅町なんかになれば市へ行きます。要望します。1年経ってやってくれるかどうかですよ。変な話これは放っておかれてやってくれないということも出てくるんです。

更に、この合併自治体の中心ばかりに公共施設などが集中して整備され、周辺地域が取残されるとご答弁いただきましたけれども、まさにそのとおりで、三原の中心部はどんどんどんどん整備されていきますけれども、一応最果てである世羅町は、久井も超えて世羅町がもし合併した場合に世羅町は最果てになります。行政サービスも低下します。世羅町は取残されますよ。そうならないように世羅町がいつまでも単独の自治体でいる、こうあるためにはどうするか。ここで2問目に入ります。

若年女性人口を増加または維持させる対策、これを聞きますけれども、あるかないか、むずかしいか。こういったこともやっぱり答弁の中に必要だと思いますので、若年女性人口を増加させる、または維持させる対策についてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは高橋公時議員の2問目でございます。「若年女性人口を増加または維持させる対策はいかに」についてお答えをさせていただきます。

日本全体の人口が減少し、人口の東京一極集中の流れが止まらないなか、自治体間では人口の奪い合いになっており、大胆な施策を展開しても限られた人口の中では限界があると危惧をしておるところでございます。大きな人口減少の流れには逆らえない状況でございますが、若年女性も含めた世羅町全体の人口減少をいかに緩やかなものにしていくかが重要であると考えておるところでございます。

そのために第2次長期総合戦略で人口減少対策といたしまして、主に若者に対する施策を取りまとめて取組んでいるところでございます。特に基本目標1の若い世代を中心に、安心・やりがい・稼げる仕事の場の創出、基本目標2の若い世代を中心とした移住・定住の推進、結婚・妊娠・出産から子育てまでの充実した生活環境の整備をすることにより、多くの若年女性に選んでもらえる世羅町にしていきたいと思いますと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 東京一極集中の流れが止まらないと。この件は先般東京都知事選挙に立候補を表明された石丸伸二候補にお任せし、地方への多極分散に向けての取組に期待をしたいところであります。ご答弁いただいた、自治体間での人口の奪い合いや大きな人口の減少の流れには逆らえない状況であると。大胆な施策を講じても限られた人口の中では限界があると。2問目で質問した若年女性人口増加または維持すら難しい。いかに緩やかにしていくかが重要であると。ですからこの質問に関しては、若年女性人口の増加、また維持させることは困難であると。ここま

で町も分析をし、危機感を感じておられる。人口減少に伴い、これは勿論、地方交付税も今後減り続けていくと。どうしたらこの消滅自治体とならないか、自ずと答えは出てきているのではないかと思いますけれども、まず町が取るべき対策、これをお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 今、議員がご質問いただきました消滅自治体とならないように我が町が取るべき対策という点についてお答えをさせていただきます。町として各課におきましてさまざまにその施策については展開をしておるところでございます。そのようななかで、世羅町で学ぶ小・中・高校生に対し行っている出前授業につきましては、今後の世羅町の現状と、将来像を学ぶうえで大きな役割を担っていると考えます。議会におかれましても世羅高校の皆さんと積極的に意見交換をされておられます。こうした取組が今後も必要であり、ただ需要に応じた補助金を交付するだけでなく、若い方の意見を積極的に取入れ、これからの人口減少対策に取組んでまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁の中に第2次総合戦略の人口減少対策として主に若者に対する施策に取り組んでいるとご答弁がございました。特に力を入れている若者に対する施策、我が町ならではの施策、現在これだと言うものがあればお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 我が町ならではの施策はというご質問でございます。これが我が町ならではのかどうかということではございませんが企画課として現在、行っておりますのが令和3年度から取組んでおります若年者遠距離通勤補助金でございます。昨日におきましてもこの町内で働く場を確保ということがご指摘がございましたが、ただ町内だけではやはり限られたキャパというものがございますので、町内に居住をいただき、町外で仕事を求められるという若い方もたくさんおられます。その方々に対して交付をしている事業でございます。この事業、令和4年度に一度見直しを図りまして、通勤距離を30キロから27キロに引下げ、対象年齢を30歳未満から35歳未満に上げたところでございます。開始当時からの利用者、これは既に対象年齢を超えられて現在は受けておられない方もいらっしゃいます

が、累計、総計でこの制度を活用された方々は59名となっております。要件に該当される方につきましては、月額5000円、年間で6万円の支給をさせていただいている事業でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そうですね。遠距離通勤に関しましては7番議員さんも常に執行部のほうへ手厚く出せということをおっしゃっていました。町もそれに対して最初に打った手立てよりもまた変更して、ニーズに合う、また世羅町に残っていただけるような施策に変えていく。この変化は非常に必要だと思います。

今回のご答弁、基本目標1、若い世代を中心に、安心・やりがい・稼げる仕事の場の創出、昨日町長もご答弁、本日もいたしました企業誘致などは勿論、この一朝一夕にいくような見易いものではありません。非常に難しい取組であり今後の課題だと私も考えております。しかし、この基本目標2 若い世代を中心とした移住・定住の促進、結婚・妊娠・出産から子育てまで充実した生活環境を整備することにより、多くの若年女性に選んでいただける町にしたいと。たとえば3月定例会当初予算で拡充事業として町長が3歳までの保育料全額免除、これは非常に評価する内容でありますけれども、人口も減って3歳までの人口もかなり減ったので予算規模は少し抑えられたかと思っておりますけれども、非常に素晴らしい政策だと思います。また再々たとえとして出して申し訳ないんですけれども、安芸高田の石丸市長や他の市町の首長も取組まれた給食費の無償化など、こうした先程の質問と類似しておりますけれども、多くの女性がこの世羅町を選んでいただけるために、具体的な施策、これがあればお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 今、議員がおっしゃられた質問は次の項で答えるようにしていたので、先走ってもいいでしょうか。

▼【高橋議員：「次でいいです。」】

じゃあ、一般的なことで町の施策として進めている状況、議員おっしゃられた事業もですね、数々いろんな若い子育て家庭からは喜んでいただいております。なおかつですね、今現状やはり相談機能が一番必要じゃないかと思っております。若い方の子育てに関する不安を解消する意味においても、子育て支援センターだっことは結構活用いただいておりますし、教育現場においてもですね、やはりいろんな環境整えてきたということもあって、今転入を子どもの成長に合わせて世羅町に移り住もうと

いう方もありまして、転校いただいた。またその若い家庭は町外でお勤めいただくということもあります。またネットを活用した仕事を在宅でされている状況等も見受けられまして、お陰様でさまざまな事業、若い方からのご意見を中心にいろいろと施策を展開してございます。通勤の補助に関しては枠を広げたということで、かなり30分、40分圏内のところまで若い方もお勤めいただけるという状況あります。先般申したかもしれませんが、広島空港で人材が足りないということです。それについてはどうにか世羅町からもどうにか受けていただきたいということを何度もおっしゃられました。私も世羅高をご紹介してですね、世羅高の就職を求めている生徒に対しての説明会も開いていただくようお願いしたこともあります。さまざまところで今人材不足ということもございまして、どこでも人の就労関係、売り手市場が今、勝っている状況にもございます。世羅町でも人材不足の面もたくさんお聞きしております。そういうところへしっかりご紹介させていただきながら、お勤めいただけるような仕組みをしっかりと、世羅町版のハローワーク的なものを進めていく必要があるかと思えます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 大変失礼しました。そうですね、施策、3問目に重なってくる分ありますので、3問目でお伺いします。今日よく出るフレーズであります、先ほども副議長が言われましたけれども、4期目を目指す町長の人口減少社会への対応・対策はいかに。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） では私にお聞きいただきましたので、あらかじめお聞きしていたので、ある程度準備ができましたので、ありがとうございます。

これまで若い世代へのUターン・Iターンの施策といたしまして、リフォーム補助や空き家バンク制度を進めてまいりました。近年では空き地バンクとして町内全域の紹介につなげているところでございます。

先ほど申しました子育て家庭への支援についても他の自治体に比べ若い方の意見も聞きながら多くの支援を拡充してまいりました。自然豊かな町でのびのびと育てたいとの声を聴く中で、食育や教育環境の充実に努めております。先般懇談をいたしました子育て家庭からは、子どもの遊び場や自由に話せるカフェのような場所を増やしてほしいとの意見もございました。

世羅町の人口減に歯止めは全国同様に厳しい状況ではございますが、これまでの

世帯数についてはあまり変わらないように推移してございます。今後についてはインフラの整った立地に住宅建築が進む可能性はあると思います。子育て家庭が我が町を拠点として住み続けていただけるよう通勤補助も行うなかで、新築住宅施策として新たな支援策に力を入れていく必要があると考えております。先にお越しいただいた、先ほど言いましたが、広島国際空港においても職員が必要と聞いてございます。現状は多くの企業が人手不足で悩まれております。勿論基幹産業の農業も同様でございます。

世羅で暮らし、地域力として活躍いただく若者に選んでいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） Uターン・Iターンの施策について、またリフォーム補助や空き家バンク制度、通勤補助などのご答弁をいただいたところでありますけれども、少し気になったご答弁がありましたので深く聞きたいと思います。

新築住宅施策として新たな支援策に力を入れると言われましたが、具体的にお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） その施策についてはまだ公表してございませんが、私の思いとしては、先ほど議員からありました通勤補助なんかの拡充があったと思います。今、若者定住に特化したUターン、Iターン戦略ではございません。5年間出ていた方が帰って来ていただくということで、やはり子育て世代を特化したそういった施策もいるのかなというふうに感じてはいるところでございます。特にUターン者においては生む場所を都会で生まれた世帯をですね、世羅町に帰って来ていただく。また世羅町がいいところだというふうに認識していただいてですね、子育て世帯をしっかりと世羅町に誘致できる施策も必要かなというくらいのことしかまだ持ってないということです。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○1番（高橋公時） それではほかのところのご答弁いただいた魅力ある世羅町にするため、若い世代が住みたいと思っただけの町にするためには、子どもの遊び場、自由に話せるカフェのような場所を増やしてほしい、こういった意見があったと先程言われました。企画課長言われましたけども、先日、議会報告会・意見交換

会というのを世羅高校2年生にご協力をいただきまして開催をいたしました。議会のほうで、そこで数名の生徒からこういった意見がありました。中心部に多目的グラウンドを造ってほしいと、このような意見が町長、出ました。先ほどの子どもの遊び場や自由な空間、また陸上のみならず人工や天然芝でサッカーもできる多目的なグラウンドの計画、町長がいかがでしょうか。これ冗談で聞いているんじゃないで、いかがでしょうか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それを8年前に思ってそういうふう施策として入れたところでございますが、現状、立地に叶わなかったというところで、場所としては適地だったと思います。中心部にそういった施設ができればですね。子どもたちが自由に遊べる場所、またスポーツも、また大きなスポーツ団体も呼べるというようなことで、先ほど歌謡ショーの話も出ましたけれども、そういったプロの方の指導も受けられる場所になるのかなというふうに思いはしましたけれども、現状ではちょっと途絶えてございます。しかしそういう思いが強い方がたくさん子どもたちもですが、議会の中にいらっしゃれば前に進むのかなと思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町民の中にはそういった思いを持たれている方は多いです。ひとつ勘違いしていただきたいくないのは、議会がなぜ反対をしたか。これを理解しないと町長、だめですよ。議会が反対したのは、5年間で数千万、2000万、3000万の経費がかかる。10年間で2億円のクレーコートの修繕、誰が払うんですか。どこにそんな金があるんですかと。私たちが進めるなら、ただ単に広場としての多目的グラウンド、3種か4種かわかりませんが、10種競技のような、競技を全部揃えて、それで毎回更新していく。そんなお金を基金に積んでどうやって維持管理をしていくのか。今が良ければいいという政治はやめてくださいと。それで議会は反対したんです。そこをしっかりと頭に入れてください。ですからやっぱり町民が望む、そういった場というのは必要なんです。ですけど、5000万、6000万、2億、こういったお金がかからない。安価で経営できるグラウンド施設を目指してください。

3問目に移ります。インバウンド需要が増加しているなか、広島国際空港においても多くの職員が必要だが、人手不足である。このようにも町長答弁されました。これは地元コンビニエンスストアでも経営者は人手不足で悩んでおり、勿論基幹産業である農業、こちらもしかりです。これは新規就農者だけでなく後継者も喫緊の

課題であります。

今回の答弁で人口減に歯止めは全国同様厳しい。また大きな人口減の流れには逆らえないと。人口減少の波が押し寄せている現状を町も既に認識をして把握をしておられます。

では改めて今後、消滅可能性自治体とならないために必要な施策、これは何でしょうか。お伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 少しちょっと先ほどのスポーツ広場の話ですけれども、私のほうから指示していたのは議員おっしゃられるような広場でございます。ただいろんな方の有識者の協議をいただいたなかで議論いただいた部分が反映されたものが、いわゆる設計図としてできあがったものでございます。経常経費がかからないイメージを持ってやってきたということではあるんですけれども、ただやはり施設管理となると、先ほど言われたような金額が将来必要であるのではないかとこのところではあります。ただそこでしっかりお金が入るような施設になれば問題はなかったと思うんですけれども、ただ広場はほしいという気持ちはございます。今後においても民間ベースでいろいろとお話ができる部分もあるかもしれませんし、また国の施策のさまざまなそういった展開に乗っかっていけるようなことがあればですね、しっかり議会にも説明をさせていただける。経常経費のかからない部分でですね、取組めればいいなというふうに思っています。現状ではそういう流れを期待してさまざまに造りたい団体もありますので、そこら辺との協議を進めております。

今後消滅してしまわないような作り方、どういうふうに仕向けていくのかということですが、今回例に挙げました6つの市町に入らなかった町がございまして、これは過去入っていたところ、島根県の例も出ていましたけれども、かなりの投資をされてございます。そこら辺が国の施策であったり、さまざまな定住策を取組んでおられます。これはひとつの参考にはなります。やはりそういった市町のそれぞれ特性がございまして、世羅町を選んでもらえるためには、自然豊かな場所で子育てがしたいと思っただけのような場所、これが一番必要なのではないかと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 施策の答えは返って来ませんでしたので、今後またお考えいただきたいと思っております。それと多目的グラウンドのことをまた言い合えば繰り返し

になりますので、言いませんが、議会に提案いただいたのはクレーコートが引いてあるりっぱなもので、管理棟もあり、指定管理施設としてそこも提出するような莫大な金額のものでありましたので、それは町長、いくら町長が私はそういう考えではありませんでしたと言ったところで、議会に提案されたものは、すごいりっぱなものであります。この点だけ訂正しておきます。

簡単なことです。人口も減って歳入が減る。歳入は減りますよね。と言うことは、歳出を減らさないといけない。これ誰が考えてもわかることです。じゃないと町政は破綻します。歳入がないんですから、出るほうを抑えないと町政は破綻しますよ。

もうこれ以上、自治センターを整備していく、これ必要ありますか、町長。統合や自治再編をしないと町が立ち行かなくなっていく、こう思いませんか。未だに住民要望だ、住民要望だと箱物建設を推し進め、将来の若者につけを回しては、若い世代はこの町には残りません。町長いかがでしょうか、お伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 箱物というより、これまでお約束した部分の自治センター建設については、先ほど議員からおっしゃられましたように、一定の、あと黒川をどうするかという部分はあるんですけれども、一定の段階ではあろうと思います。これを存続していくためには地域でさまざまな財源を生み出す方法も必要ではないかと。将来的に自主運営できるというやり方にもつながっていくように、町としてもいつまでもそういった補助、補助という形ではないという部分になろうかと思えます。ただ、地域づくりのさまざまなアイデアを地域からいただいております。そういったところがしっかり進んでいくのであれば、イベントのみならず、こういった地域づくりをやっていこうというビジョンを応援するメニューについては、今後についても続けていきたいと。これが固定経費にならないように仕組みは必要だというふうに思っております。

箱物と言うのは、今回給食センターやっていますが、2つを1つに統合する形で、将来負担を将来的に少なくしたい思いもございませぬ。これに給食費を無料にすると、なおさら負担は増大するんですけれども、将来的に私のほうは食育をしっかりやっていこうということに切り替えてございまして、食育に関するところでいろいろと負担を減らしていこう。いわゆる給食費を取らなくなると、メニューが悪くなるのではないかというような危惧がされるところが多いので、そうならないような仕組みをしっかり作っていく必要があるかと思えます。今後においても箱物建設云々については、さまざまな有利な起債も使わせていただいておりますけれども、一定の

段階にはきています。あとは経費のいるものについてどういうふうに町をスリムにしていくかということだろうと思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） どうも町長は私が質問したことに対してすり替えられるので、訂正しておきます。私は自治センターに対して町長に言ったのに、給食センターは8年前、私は造れ、造れと早く造れとずっと言っていたんですよ。あんなに老朽化して、ウェットシステムでやっているのを今のドライにしない。完全給食もできない。これは教育委員会からも上がっていたことなんですよ。ですけど、多目的グラウンドに舵切をした。その後、光ファイバが来た。ですから順番まちがえているんですよ。給食センターなんか当たり前じゃないですか。造るのは。今の必要のない自治センター等、必要のないとは全くないとは言いませんよ。考えて今後使うかどうかも考えて自治再編をしてくださいと今、ご質問したのに、給食センターになぞらないでください。そういった答弁は必要ありません。

最後になりますけれども、私の1期目・2期目、私の選挙のポスターのキャッチフレーズを町長ご存知でしょうか。私は正義をもってまちの未来を拓く！正義とは人の道に叶っていて正しいこと。正しい意義、人間の社会的関係において実現されるべき究極的な価値でございます。社会の正義・組織の正義・政党の正義、正義はさまざまございます。町にとって個人の利益・集団、会社や組織の利益、こうした利益も無視はできません。首長、町長ともなればこうした正義や利益を支持いただいた有権者に答えなくてはならないのも事実であります。しかし、しかしですよ、町長。町の利益を優先に、第一優先に考えて世羅町がこの先、消滅可能性自治体とならないよう、お互いの残りの任期、しっかりと努めてまいりましょう。以上で質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） たぶん part 3 を作られたんじゃないかと思うんですけども、今、公約として述べられましたことを私もしっかり受止めて、この正義が本来のあり方でありますように頑張っていければと思います。

給食センターを先延ばしたわけではありません。中の議論を進めていただくようお願いをしていたんです。教育委員会に。なかなか一向に出てこないの、最後こちらから手を打ったという状況で、合併特例債に間に合うように進めてきたのは、段階を追ってきておりますので、遅らせたというのはちょっと誤解を招いていると

思いますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

しっかりですね、行政の意識改革、財政健全化、少子高齢化への対応、しっかり私の思いをですね、私も同様に思っておりますので、是非とも次の期に頑張れば良いと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(米重典子) 以上で1番 高橋公時議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 10時55分

再 開 11時10分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 上水道の施設整備後の運営に関する負担はどうか。4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) それでは通告に基づき3項目についてお尋ねをいたします。1点目は上水道施設の整備が企業団によって進められておるところであります、これらの上水道の整備に伴う今後の運営や町の負担等についてお尋ねをいたします。

企業団による事業でありますので、これらのことについて詳しくお尋ねはできませんが、これらが計画どおりに進めば、かなりの負担が必要になってくるのではないかと思います。そうしたなかで、これに伴って上水道の運営がどのようになるのか。また町の負担総額などについてお尋ねをしたいと思います。

(1) 今後の整備計画、そしてこれらに対して町の負担がどの程度見込んであるのか。その効果などについてお尋ねをいたします。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 矢山 武議員の「上水道の施設整備後の運営はどうか」のご質問をいただいております。まず1点目「今後の整備計画はどう進められ、投資効果はどう考えているか」にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、世羅町の水道事業につきましては、令和5年度から広島県水道広域連合企業団へ経営統合し、運営が行われているところでございます。今後の施設整備につきましては、企業団設立時に策定をされました「広域計画」に基づき令和14年度までの間で実施されるものと承知してございます。

ご質問の今後の整備計画につきましては、津田、小国、津久志、水の別、大見の浄水場を廃止し、黒淵浄水場からの送水に集約する事業と、賀茂、重永前・田打の浄水場を廃止し、さかえ浄水場からの送水に集約する事業でございます。

次に、負担に対する投資効果のご質問でございますが、浄水場統合事業は、世羅町で策定しておりました「世羅町水道ビジョン」にも掲げていたものでございます。企業団参画前には交付金や出資債の財源措置が無いため、企業債を借入れ、相当の年数を要しながら整備・償還していくことで町の負担は長期にわたり生じてくると想定しておりましたが、今回企業団に参画したことにより、国の交付金と併せ一般会計出資債を活用し6割が地方交付税で措置されることにより、長期的視点からは町の負担は減少し、投資効果は高まると認識しております。

今後、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、世羅町の公共インフラでもございます上水道事業が安定経営を維持し、利用者の利便性につながるよう、企業団と連携をし事業の推進を図ってまいります。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 今度は交付金の一部あって、あと残りを出資債という一般会計出資債ということですが、これらについて償還にあたって6割の地方交付税措置がされるということだと思いますが、この償還についてはどのようにしていくのか。また交付金等の割合もわかればひとつこれらの財源についてお尋ねをいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは出資債につきましてお答えいたします。この一般会計出資債につきましては100%の充当率で交付税措置は60%ということで財政措置がされておるところでございます。償還年数については基本的には、水道施設インフラですので、耐用年数も長期にわたります。通常ですと30年の償還で、たとえば5年据え置きくらいで一般的にはいけるのかなと思っております。年数については耐用年数の範囲内で変更ができるというふうになっておりますので、こちらで任意に償還年数等は変更できるという形になっております。出資債の件については以上でございます。

▼【矢山議員：「交付金」】

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。交付金に関してですけれども、事業費をですね、失礼いたしました。交付金の部分とそれから先ほどの一般会計の出資金の部分、それからあとはいわゆる留保金と言いますか、企業団時代に持っております留保金についてで、事業費のほうを賄ってまいりますので、交付金については、3分の1ということで、3分の1ずつの負担になっているということになっております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 全体的なことを安定経営を維持し、利用者の利便性に云々というように書いてあるわけですが、やはり企業団で事業実施をするわけですから、そのことについて詳しく聞こうということはありませんが、やはり限られた期間の中で一定の事業を完了するという、10億余りでしたか。そういうものですから、自治体としてもっとこのことがどのような運営になっていくかということを考えながら毎年度事業が世羅町だけでやっているわけではないので、他の自治体とのいろいろな関係もあろうと思うんですが、把握をしながら事業を進めていく必要があるのではないかとということでお尋ねをしておるんですが、こうした点についてどのような認識を持っておられるでしょうか。

▼【矢山議員：「事業を進めるにあたっての企業団のことを聞いているわけじゃないんです。」】

○議長（米重典子） 企業団に対してではなく、世羅町としての考え方ということですね。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。水道企業団のほうにつきまして町のほうがどのような形で接しているかということでございますけれども、毎年度の負担金、繰出金のほうを町のほうから負担するような形になりますけれども、その分につきましては、財政状況を加味しまして、負担率について協議をし、決定し、中身について精査をいたしまして、負担金のほうを、中身を精査しての繰出しをするような形としておるということでございます。事業につきましては、市町長会議等がございますので、そこにおいて事業の説明を代表者として町長出席いただきまして、その事業内容について協議報告を受けているというところでございます。

○4番（矢山 武） 議長、次。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは次の（2）についてお尋ねします。

2つの水源と言いますか、目谷ダム、山田川ダム、それだけのダムの水だけではないんですが、中心にして2か所の浄水施設で水を、飲料水を作っていくということですが、これまでと水源が変わってくるわけですから、特に干ばつ等の場合に、十分な水が確保されなくてはならないということがあるわけですが、こうした点、そしてこれらのダムの現在の利用状況と、今後、給水施設を整備した後の利用量が、可能な水量とどういう関係になるのか。これらについておたずねをいたします。

○議長（米重典子） 矢山議員、申し訳ありませんが、（2）の通告文をそのまま読み上げていただけると答弁もわかりやすいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 通告文を読んでくださいと言うて、どうもそこら理解できないのですが。

町負担金に影響するダムからの原水の利用状況と今後の給水計画はどうか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 2点目の、「安定的な給水に関して、渇水対策やダムからの原水の利用状況と今後の給水計画はどうか」についてお答えいたします。

まずはじめに渇水対策の考えについてお答えをいたします。企業団の世羅事務所におきましては、安定した取水に基づきまして給水事業を実施されているものと考えますけれども、渇水状況になりましたら原水取水に影響が生じることも想定されております。一般的には利水者による渇水対策の協議が行われ、水道事業者に対しても取水制限等の措置が行われることとなります。その場合は、水道利用者に対する節水の呼びかけが行われ、渇水時における協力が求められるものと承知しております。

次にダムからの取水に関するご質問でございますが、ダムからの取水に関する費用については、町については負担をしておりません。企業団における負担となっておるところでございます。

また、ダムからの原水の利用状況でございますが、世羅事務所に確認いたしましたところ、直近令和5年度での年間取水量は、山田川ダムで22万5143 m³、目谷ダムで19万2195 m³となっております。

浄水施設の統廃合に伴いダムからの取水量は増加すると考えられますが、給水人口の減少によりまして、給水量の減少が想定されており、今後 10 年間の必要取水量は確保される見込みと伺っております。

今後、計画的に施設の統廃合が進められることで、現在の給水認可区域の給水事業が安定かつ効率的に実施されていくものと承知しております。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 1 回目に併せてお尋ねしたんですが、特に目谷ダムについての程度の利用が可能で、必要水量との余裕はどのようになっているんですか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。目谷ダムの年間ダムの使用権として定められておりますのが年間約 26 万 6450 m³。これが年間のダムの使用の権利となっております。昨年度は先ほど申しましたとおり 19 万 2195 m³ということになりますので、72%を昨年度は使っているということになります。要するに権利全体 100%の部分でなく、72%分を去年は使っていると承知しております。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 私が言っているのは最初にも言ったように、給水地域が広がるわけでしょう。芦田川関係は、芦田川のほうでやるわけですが、その地域がかなり広がっていくなかで、使用水量が 72%ということにはならないと思いますよ。そこ、おおよそもう見込んであるんじゃないんですか。大見地域、そのほか増える部分は先ほどの答弁の中でされておりましたが、それらの使用水量の増加はいくらですか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。広島県水道広域企業団のほうに参画を今回しておりますけども、参画をする前の段階で設立準備の協議会がございまして、そのなかの概要書というものからの内容しか持ち合わせておりませんけれども、さかえのほうへは賀茂と重永前田打の浄水場を廃止しまして、さかえに統合する。それから黒淵のほうにしましては津田、小国、津久志、水の別、大見のほうで廃止されて黒淵のほうへ統合されるということではございますが、これが令和 10 年までの長期の計画になっておりますのでその間に整備をされていくものとしまし

て、その10年間の必要取水量につきましては、先ほど申しましたけれども給水人口の減少も併せて伴いますので、10年間の必要取水量は確保される見込みというふうに伺ってはおります。数字がいくらというのは承知しておりません。

○議長(米重典子) 次に 高齢化が進み集落をどう守るか 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 次にこれまでも他の議員からも質問はされておりますが、非常に農業が厳しいなかで、新しい農業基本法は先月の29日に参議院で可決成立をしたところであります。これまでの大規模化、法人化一辺倒の方向性は変わらないという方向になって、非常に厳しい地域農業を再生をする方向にはなっていないわけですが、こうしたなかで、農業、獣被害等についてお尋ねをしたいと思っております。

前回の答弁ではぶどう・アスパラを進め、担い手への支援で希望が開けていくだろうというように考えておられるようなんですが、やはり今の高齢化をしていくなかで、特に周辺部については、非常に空き家が増加をして、年寄りだけがかろうじて頑張っておるという状況が深刻になってきておる状況です。これまで地元で育て、Uターンを考えていただく。そういうためにもこれまで繰り返し言ってきましたが、農業機械の更新等への支援やそのほか条件整備も家族農業であっても応援をして、頑張ってみようという人をひとりでも増やす対策が急がれると思うところがあります。耕作放棄地がどんどん増えていくなかで3点についてお尋ねをしたいと思っております。

家族農業への支援を具体化して、あと何年集落が守られるかわからないという状況の中で、どのような対応を町として取られようとしておるのか。

現状をもっと十分把握をしていただいて、半分以上が空き家になるという集落もあります。こうしたなかで希望を持って頑張れる状況が今の対策で展望が開かれると思うのかお尋ねをいたします。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 矢山 武議員の2問目に「高齢化が進み集落をどう守るか」のご質問の中で、「家族農業への支援の具体化」について問うでいただいております。

議員ご指摘のとおり、集落を守るという観点からは、多くの小規模農家の方の取組によるところが大きいと考えます。農地維持に係る支援としましては、国の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用いただいているところでございます。

また、個人農家においても、一定規模の経営を目指していただく認定農業者や一

定規模の経営をされている地域農業集団、機械利用組合等に対して、世羅町農林業振興対策事業補助金によって機械導入等の支援を行ってございます。

機械導入等により効率的な経営を行うことが困難な条件不利農地の維持管理が課題となっていることは議員おっしゃられるように認識してございますけれども、現時点においては限られた町の単独予算の範囲では、なかなか充実した支援策を打ち出すのは困難な状況でございます。

そのため、再生産可能な適正価格を実現するための法整備や中山間地域のような条件不利地域への補償や支援の拡充について、国に対し引続き訴えてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでも答弁をいただいた同じような答弁ですが、国の中山間地域直接支払、多面的機能支払などの現状についてですね、これでどんどん衰退はしていても集落は守れるという認識なのかどうかお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。現在多くの中山間地域直接支払事業、また多面的の交付金を活用して、集落ごとに協定ということで組織を作っただきまして、農地の維持管理等を行っていただいております。

現在の状況で維持が可能と考えているのかということですが、大変この交付金については、有効な交付金であろうというふうに思っております。特に中山間地域直接支払制度につきましては用途というものが特定されていません。機械の共同利用での機械の購入であったり、また小さな草刈り機等の購入であったり、そういった多岐にわたる農業の関係のものへ活用ができるというものがあります。また個人への配分ということも協定の交付金額の半分以上は個人に配分しろというような制度になっておりますので、個々で頑張っておられる農家様へ配分をされるというところで、直接農産物等への補填にはなりません、農地の維持管理には有効に活用いただけているというふうに考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 1回目の質問で言ったように、新しい農業基本法が審議をされるなかでも、農水大臣は5月16日に参議院農水委員会で、生産基盤は弱体化をしていないというような答弁をされて、これに対して発言は撤回をされましたが、そ

して謝罪もされたわけですが、基本的にこういう考え方で農政に対応しているということで、野党等は農林大臣として適切でないということがいろいろと発言をされて、特に衆議院、参議院で、時間をかけて論議をしてきたことが全く水泡に帰すというようなことで強い抗議が立憲民主からも出されるということがありました。

全く農家が一生懸命頑張って1時間10円にしかならない米づくりをですね、頑張っておるわけですが、これがいつまでも続くというように課長は思われるんですか。そうじゃないでしょう。1日80円でどのように生活できるんですか。もっと国も当然今言ったようなものの考え方ですから、できるだけ安く生産をして、どんどんいろんなものが上がって、上がらないのは米価だけのような状況。この秋には多少上がるのではないかというように言われておりますが、やはりこうした厳しい状況を法人等については昨日もいろいろと答弁がありましたが、食料自給率は大きく下がっておるという38%に下がっておるだけではなくて、肥料、飼料、種子、石油等の自給率も9割くらいが外国に頼っている。こういうなかで食料困難時代になったら1日3回芋を食べて命をつなげというような全く非現実的なことを今でも、これから審議をされるわけですが、こういう状況になっております。外国から入らずに、ただ耕作については罰則を設けて、芋を植えと言うたら、植えなかったら罰金を取るというような考え方ですが、私はこれは国の問題であるわけですが、世羅町としてももっと農業の実態をきちんと把握をして、厳しいなかで頑張っておられる人の何もかにもどんどん町の一般財源をつぎ込めというんじゃないですが、少しでもそうして頑張っておられる人に支援をするというのが集落を守るといううえで非常に重要であるというように思うわけですが、この点についてどうですか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。議員おっしゃいますように、農産物の価格が上昇しない。特に米について価格が上がってきておりません。これが生産費に見合った価格になれば本来町が支援する必要はないわけではございますが、現状としてそのような形になっていないというところで先ほど町長が答弁いたしましたように、国のほうにしっかりとそういった仕組みの部分について訴えてまいりたいというふうに考えております。少しでも個々の農家への支援というところではございますが、かつては地域農業集団というものを県、町においても推進をしてまいりました。これは個々の農家さん方で組織をされます任意の組織ではございますが、機械等を利用を共同で図っていただくという組織でございます。

その後、集落法人ということで、県、町においても推進してまいったところでご

ざいます。これらは米価が下がっていくなかで、個々の経営ではなかなか難しいというなかで、県、町と共にそういった推進をしてまいったところがございます。昨日も他の議員様のところで、一般質問でご答弁はいたしました。現在その法人等でもかなり経営が厳しい状況が出てきているというのが現状でございます。

議員おっしゃいますようにできることであればですね、個々の農家への支援もできればよいのはございますが、限られた町の予算でございます。個々の農家への支援ということになるとかなりの予算というものが必要となってまいります。町としましては中山間等活用されている地域での機械の共同利用、そういった形で少しでもコスト削減していただく。まずはそういった取組等行っていただけるよう町としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) それでは2点目の質問をいたします。消滅寸前の状況の中でいろんな所得向上の対応を考えていくうえで、大幅な所得向上にはならないにしても、林業の有効活用が非常に重要ではないかと思っております。またこうしたことによって環境を一定に、集落の環境を守っていくということにもなっていくのではないかと思うわけですが、これらについてのお考えをお尋ねいたします。

○産業振興課長(垣内賢司) 議長。

○議長(米重典子) 産業振興課長。

○産業振興課長(垣内賢司) 2点目の「消滅寸前の状況の中で、林業所得の向上と併せて、環境整備を計画的に進めるべきではないか」のご質問にお答えをいたします。

林業振興につきましては、現在、世羅町では、ひろしまの森づくり県民税を財源とする「ひろしまの森づくり事業」と森林環境譲与税を財源とする「森林経営管理事業」を中心に森林整備に取り組んでおります。

里山林対策では、「ひろしまの森づくり事業」において、環境の悪化や鳥獣被害など地域が抱える里山林の課題解決を図るため、地域の活動団体や住民組織の整備方針に沿った取組に対し、毎年度支援を行っているところでございます。

人工林対策では、「森林経営管理事業」において、森林所有者の意向調査を行い、事業実施の同意状況を踏まえ、世羅地区、世羅西地区で事業に取り組む、人工林の健全化に努めております。今後は甲山地区でも事業を予定しており、順次整備を進めてまいります。

これらは、森林の有する公益的機能の維持・発揮を推進するため、環境改善や鳥

獣対策、災害防止などの地域課題の解決、また森林資源の利用促進に向け、引き続いて計画的な森林整備に取り組んでまいります。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） いろいろお尋ねしたいんですが、最後の森林資源の利用促進という、どのよう推し進める考えなのか。国産材が少しかどうか正確に把握しておりませんが、需要が伸びているというのもあるようではあるんですが、それが採算が取れるかどうかというのはわかりませんが、やはり大量の雑木を中心にした材ですから、どのような活用が今、可能なのか十分わかりませんが、こうしたものが少しでも金になるような手だてをする必要があるというように思うんですがこの点の考えをお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。森林資源の利用促進についてのご質問でございますが、現在行ってますのはまさに利用促進というところで将来材として利用可能になるための施業ですね、そういったものを行っているところでございます。森林組合様等に委託をしまして、下刈り、また間伐の処理等を行っているところでございます。そういった活動を行っていくなかで、20年とかですね、30年先にはなりますが、材としての利用につながっていくものというふうに考えております。またこういった事業が近年行い始めたばかりというところで、現状での大きな実績というものはございませんが、そういった将来的には利用促進につながってくるというふうに考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） なかなか具体的にぴんとこんのんですが、次、最近特に被害が大きいのではないかとこのように感じておるんですが、町内全域を調べたわけではありませんが、シカの被害が増加をしているなかで、きちっとした調査を行って、更にこれらに対する対応、やはり捕獲に力を入れていくということが非常に重要なのではないかとこのように思います。人に対してあまり恐れないというのかどうなのかわかりませんが、昼でも出ております。昨日でしたか、田んぼ行くと、3分の1位はずっと食べておる。それが一町だけならいいが、あの田も食う、この田も食うというようなことで、これがずっと続けば収穫がほとんどなくなる。どのようになるかというのとはわかりませんが、小さいようやく分けつしかけたような稲をかなり

広範囲にわたって、道路の近くのほうにはあまり出てないかなという感じはしますが、そういうことで、これも繰り返し言うておるわけですが、いろんな方法があると思うんですが、現状を把握しておりませんが、きちんと捕獲をする人というんですか、そういう人に対する対応等も考えて、どういう方法によってこの強化をするかというようなことを考える必要があると思うんですが、これらについてお尋ねします。

○議長（米重典子） 議員の皆様申し上げます。あらかじめ申し上げますが、この質問までを済ませてお昼休憩にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声]

お願いいたします。それでは答弁。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） それでは3点目の「シカ被害の現状調査に基づき、対策を強化することで耕作をやめる人を支援できるのではないか」のご質問にお答えをいたします。

世羅町では、有害鳥獣の被害対策としましては侵入防止、環境改善、捕獲の3つを柱に対策に取り組んでおります。

議員ご指摘のとおり、シカの被害が増加しているなか、令和6年度に国の交付金を活用し、平成21年度以降に国費で設置した侵入防止柵の設置場所と直近3か年に発生した被害場所を地図情報システムに表示する可視化業務を計画しております。この事業完了後はその成果を基に効果的な侵入防止柵の設置や被害対策支援、また実施隊による捕獲活動へ活用し、更なる対策の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまで答弁をいただいたのと大体同じで具体的なことはないんですが、捕獲活動というのを答弁されたんですが、捕獲頭数はどのようになっているんでしょうか。それから更なる対策の強化はどのようなことを考えておられるのか、これらについてお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） まず捕獲頭数についてですが、議員言われますようにシカの頭数というのはかなり増えてきております。これは捕獲頭数からも読み取

れるわけですが、令和5年度において875頭になっております。ちなみに5年前、令和元年度が440というところで、約2倍近くの捕獲頭数という状況になっております。ちなみにイノシシですけれども、令和5年度が540、令和元年度が848ということで、イノシシは減少傾向にあるという状況でございます。

実施隊の方、また猟友会の方等々にお聞きするなかでも、やはり山に入られた状況を見て、イノシシは減っていると、遭遇するのはシカであるというような多くのご報告を受けております。議員おっしゃいますように、シカが大変増えているという状況が見て取れるのかなというふうに思っております。

もう1点の更なる支援の強化というところでございますが、先ほど答弁いたしましたように、柵を設置している場所と被害の状況が起きている場所が見える化しますので、地図上ではっきり見えるようになります。そういった被害が発生をしている場所を特定し捕獲活動等に取り組んでいくということでございます。

○議長(米重典子) それではここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 5 5 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引続き4番矢山 武議員の一般質問を行います。

次に 後期高齢者医療と介護サービスを守り負担の軽減を 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) この問題も繰返しお尋ねをしてきた問題ですが、特に後期高齢者と介護サービスについてお尋ねをいたします。それぞれ負担の増加、保険料の引上げ等がされて国の出す金をできるだけ抑えるという状況が続いております。こうしたなかで、後期高齢者の医療負担が2割に引上げられて数年が経過をするわけですが、介護保険の負担増も心配をされる状況であり、またこうしたなかで今年度では訪問介護についての引下げがされたところであります。

1点目として介護認定が下がり、十分なサービスが受けられない例があるわけですが、在宅介護の状況、施設サービスが厳しくなり、加えて訪問介護の単価の引下げによって事業を辞められるという例があちこちで見られるようであります。

町の訪問介護の状況についてお尋ねします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員のご質問いただきました「後期高齢者医療と介護サービスを守り負担の軽減を」のご質問のなか、まず1点目に「介護サービスに関する町の状況」についてお答えをさせていただきます。

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要となった状態になった場合に、介護サービスを受けることができます。要介護認定により利用できる介護サービスや回数が決められています。高い要介護認定を受けられた方が、その後のリハビリ等により状態が良くなられた場合、要介護度が下がる場合がございます。たとえば介護度が要介護3より下がった場合は、議員がおっしゃるとおり施設サービスのご利用は厳しくなります。世羅町包括支援センターと相談員や介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーと連携をし、利用者に必要な介護サービスが利用できるように調整を行っております。

また、今年度の介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が引下げとなりましたが、処遇改善加算等の加算率が引上げられております。事業所は介護サービスの質を高め、利用者にとってより良いサービスを提供できることと期待をしているところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） ご答弁いただいたなかでは特に大きな問題はないというような認識であるようですが、リハビリ等によって状態が良くなられた場合に、介護度が下がる場合がありますと。実際に元気になって介護が必要でなくなるということも絶対はないということはないんですが、年とともにだんだん悪くなっていくなかで、ある程度介護度が上がらないといけないような感じの、引上げを、引下げと言ったほうがいいのかもわからんが、そういうサービスを提供している施設に対して報酬獎金みたいな感じで払われるんじゃないかと思うんですが、そのことだけが要因ではないと思うんですが、全然良くならないのに、介護度が下がったという話が、3から2になったとかいうようなのが、つい最近ではありませんが、ちょこちょこあるわけですが、特に家庭で、今回の質問でも家庭介護の問題で、報酬の引下げが時間の短縮になったり、いろいろと問題が全国的に出ておるので、町としてもそういうことをきちっと把握をして対応してほしいという思いで質問したんですが、良く

なったという例はどの程度あるのか。それから事業所は介護サービスの資質を、最後ごろですが、高め、利用者にとってよりよいサービスを提供できるように期待を、そりゃ、期待だから現実はどうのようになっているか把握をされておれば、2点についてお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。介護度が下がった場合の例というものすべては把握しきれておりません。介護認定というものは期間が定められております。短いところで6カ月、長いところで48カ月という期間が定められております。その期間の間に再度介護申請をしていただいて、認定調査等を行い、その人にとって介護の手間がどれだけかかっているのかというところを調査をし、再度介護度を判定させていただいております。そのときによりまして状態が良くなっておられれば介護度が下がるという状況が生じてまいります。また施設サービスにつきましては特別養護老人ホームが介護3以下になると、要介護1、2となった場合に利用することが難しくなってまいります。老健施設とか、ほかの施設につきましては、介護1以上であれば利用することはできますので、状態がどれだけ良くなっているかというのは把握しきれていないのが現状でございます。

また今回の報酬改定でございますけども、全体の改定率のほうは1.59%と上昇しております。そのなかで議員もおっしゃられましたとおり、訪問介護の件につきましては報酬が下げられております。また答弁にもありましたように処遇改善加算等、また新たな加算が加わっております。その加算に該当する事業所となれば、報酬改定部分が補えるのではないかというふうに思っております。またこの処遇改善加算につきましては、職員さんの賃金に反映されますので、ヘルパー不足等がよく言われておりますけれども、ヘルパー不足の解消につながることを期待しているところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 特に今、訪問介護の問題が全国的に大きな問題になっておるということでお尋ねしたんですが、そういう実態は把握をされてないように理解をするんですが、なかなか施設も入所をするということになれば、1年、2年ならいいですが、5年10年とサービスを受けるとなると負担も相当かかるということで、なかなか状態が悪化しても自宅で一定の介護者がおれば介護をしていくという状況も見受けられるわけですから、そうした点では、そうした方々が安心して介護サー

ビスが受けられるように現状の把握をし、またそれぞれのサービス提供の実態も把握をしながら、対応をしていただきたいと思います。

次に、介護サービスの2割負担への引上げの動きが一定にありましたが、新年度で上がるということではないようですが、近い将来そういう状況が心配をされますが、現在で2割負担の割合がどのようになっておるのか、お尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目の介護サービスの2割負担への引上げが心配されるが、現在の2割負担の割合はどうかについてお答えさせていただきます。

介護保険サービスの利用料の2割負担の対象拡大につきましては、第9期介護保険事業計画期間の令和6年度から令和8年度においては実施が見送られました。

現在の2割負担の割合につきましては、令和5年8月1日時点ではございますけれども、介護認定者の約2パーセントとなっております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 国の財政が厳しい、起債も国債の発行も多いということで残高も増えているという事情はあるわけですが、福祉をきちんと守っていくということが非常に大事な課題だというように思いますので、国が決めることではあるわけですが、方向性としてそういう状況があるわけですから、こうしたなかで十分に町としても考える必要があるのではないかとというように思います。

次に3点目の後期高齢者医療保険が2割になりましたが、これらの状況、そして所得制限等、所得によって1割負担の人もあるようですが、そういうことの今後の動きと併せてこれらに伴う保険料についてはどのようになるのかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは3点目の「後期高齢者の2割負担の町の割合はどうか。今後の保険料の引き上げはどうか」についてお答えいたします。

後期高齢者の2割負担の割合につきましては、令和6年2月末現在で世羅町では14.44%、広島県全体で見ますと、21.15%という状況でございます。

次に、今後の保険料の引き上げはどうかについてでございますが、後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直しが行われることとなっており、令和6年度と令

和7年度の保険料については、制度改正を反映した見直しとなっております。

今回の見直しは、大きく2点について重点が置かれており、まず1点目は、「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されるものでございます。平成20年度の制度導入時に比べ、少子高齢化による人口構成の変化により、「後期高齢者一人当たりの保険料」は1.2倍、「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」は1.7倍と、現役世代の負担がより重くなっている現状から、現役世代の負担上昇を抑えるために見直されました。この見直しは、一定以上の収入のある方について保険料の年間上限額が引き上げられ、一定以下の所得や所得のない方については負担増とならないなど、負担能力に応じた負担の仕組みとなっております。

2点目は、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入でございます。少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金の費用のうち7%を後期高齢者の保険料から支援するものでございます。なお、令和6年度と令和7年度においては、急激な負担増とならないよう、半分の3.5%を負担することとなっております。

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後も増加していくことが見込まれており、現役世代との均衡を図りつつ、今後も改正が行われるものと考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これも繰り返し言ってきておるところですが、物価は上がるが年金は上がらないというような状況の中で、非常にそれだけでなくももとの年金額が少ない人にとってはこうした対応はちょっと見れば後期高齢者の一人当たりの保険料は1.2倍、片方は1.7倍と言われますが、後期高齢者の方々は好き好んで病気になったりしているわけではないんです。それで医療費が増えるとそうした人口構成が変わることによってだけ、医療費が極端に言ったら同じでも保険料が増えるということになるわけですね。これに加えてこういう現役世代がより重くなっているというような理由をつけて公平性を保つということかもしれませんが、結局いろんな形で保険料が引き上げられていく。そして出産育児一時金の費用の一部を云々ということですが、これらも6、7年は3.5%で、その後は7%ということで、わずかだからいいという考え方もありますが、先ほど言ったようにこうした出産育児に出す金をそれだけでなくも厳しいお年寄りに賦課するというのはどうかと思いますし、基本的には、介護サービスが必要な状態になった場合には、今40歳以上の人

が保険料を払っているわけですが、そうした状況になった場合にはきちんと、

○議長(米重典子) 矢山議員、残り1分です。

○4番(矢山 武) 介護サービスを受けられるようにする必要があるというように思うんですが、こうした点についてお尋ねします。

○議長(米重典子) 後期高齢者医療のことですね。

▼【矢山議員：「はい」】

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(米重典子) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) お答えいたします。年金等しかない収入が少ない方というのめたくさんいらっしゃいます。そういった方にとって負担がますます増えていくことにより十分な医療やサービスが受けられないという状況になってはいけないというのは認識をしております。後期高齢者に限らずひとり当たり医療費は年々増加傾向にあります。医療の高度化や高額薬剤など病気によってはその治療により治る可能性も高くなる一方で、その財源のひとつである保険料のほうも上昇せざるを得ない状況でございます。保険料の負担や、医療を受ける際の自己負担というのは年々上昇傾向でございます。そのため町といたしましては、早期発見、早期治療により治療費を低く抑えることにつながる健診の受診勧奨でありますとか、生活習慣病の予防など保健事業の実施、こういったことの医療費の適正化のほうに取組み、医療費の負担や保険料の上昇を抑えることにつなげ、負担増にならないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(米重典子) 以上で4番 矢山 武議員の一般質問を終わります。

次に 依然流行のコロナ対策は 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

物品の持込みについてこれを許可しています。

○7番(藤井照憲) 議長の許可を得ましたので、早速ですが、質問に入らせていただきます。

6月定例会の一般質問の最後を務めさせていただきます。明解なるご答弁を期待し質問に入ります。はじめの質問は、「依然流行のコロナ対策は」について、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、先月の8日で1年が経過しています。日常の生活は平時に戻りつつありますが、コロナウイルスは依然として変

異を繰返し、流行の波は収まりそうにありません。定点医療機関からの報告では、2月頃に第10波が流行した予想が示されています。

コロナ感染症対策では、このゴールデンウィーク中の道の駅世羅は、開業以降最多となるなど、花観光人気が続いておりますが、多くの方がマスクを着用されるなど、基本的な感染症対策を心がけておられました。現在は、オミクロン株の1種の「JN. 1」という変異ウイルスが世界的に増加しつつあります。

新型コロナが今後、季節性インフルエンザなどの感染症と同様の扱いをされるなか、今後も感染対策と併せて、後遺症への対策をどう進めていくかが課題となっていると思います。今後のコロナ対策及び後遺症対策をどのようにされようとお考えか、データから見える現状に対するお考えをお伺いいたします。

まずはじめに、「新型コロナ第10波をどう見ているのか」を質問します。

この表は、広島県の1定点医療機関あたりの平均新型コロナ感染者数の推移を示しております。

5類移行後、8月から9月にかけてコロナ感染症は「第9波」が流行したようであり、また、今年の1月から2月にかけては「第10波」が流行したようでございます。

広島県のデータは、全国のデータとも同じようなコロナ感染者数を示しております。

町民が適切なコロナ感染対策を取るためにも、感染の実態がわかる情報をこまめに知らせるべきではないでしょうか。

そこで、コロナ感染症の収束が見られないなかで、流行の実態把握と対策並びに町民への周知を、どのように考えておられるのかお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員の依然流行のコロナ対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員最初おっしゃいましたように、未だにコロナウイルスは蔓延しているようでございます。そのなかでもマスクをされた方が多く見受けられております。特に先般来会議等へも出させていただくなかではですね、医療機関、また介護施設等にお勤めの方については、すべての方がマスクをして会議に臨んでいただいているところでございます。自分もうつらないことですが、人にもうつしてはならないというさまざまな危機管理も持たれるなかで、いろいろな対策をいただいております。

私もまだ感染したという形はないわけですが、しかし感じてないだけか

もしれないというところがございまして、どういう症状になられるかというのは体験してないところでございますけれども、今後においてもいろいろ気を付けていかなければならないと思っております。

「新型コロナ第10波をどう見ているのか」について、お答えをさせていただきます。

5類感染症移行後、新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、指定届出医療機関からの届出により発生動向を把握いたします「定点把握」となりました。広島県のホームページに掲載され、1週間ごとに情報が報告されているところでございます。

発生動向の把握につきましては、この定点把握された感染情報を関係者で共有を図るほか、町内の発生状況について、各医療機関から定期的に情報を聴取し、受診・感染状況に大きな動きがある場合にはご報告いただくよう依頼しているところでございます。

第10波と言われた今年2月には、新型コロナやインフルエンザの感染拡大に対し、手洗いや換気などの実施やワクチン接種について、防災行政無線により周知をいたしました。引き続き、町のホームページ、広報、世羅町LINE、文字放送等を活用し、継続的に町民へ周知、感染対策の啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。この新型コロナウイルス感染症がですね、5類感染症へ移行した後コロナ死者は、1万6000人余と、これは新聞報道がされております。また、この下の表で死者数を検索しますと第1波から第10波までの間、これ全国でございましてけれども、9万5000人近くの方が亡くなっておられます。世羅町におけるコロナの死者数のカウント、これはどのようにされているのかお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 町内のコロナ死亡者数の動きについてお答えいたします。死亡者数につきましては、5類移行までは県から感染者数とともに公表がされておりましたが、医療機関からの報告であり、またご遺族の意向からも住所地をはじめ、症状など詳細な情報の公表は差し控えられておりました。県全体での死亡者数としては1375人の方が亡くなられたと公表されております。

5類移行後は、医療機関からの報告も感染者の定点把握のみとなり、死亡者については人口動態統計での把握に変わっております。そのため町での死亡者数は把握をいたしておりません。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 5類移行後も流行は収まってない。ですから、死亡される方、こういった方もしっかり把握して、この流行にしっかり合わせた対策というか、周知をしていただければと思っております。

もう1点お伺いします。この1年で地域に活気が戻りつつあるわけですが、町の声には、先ほど町長も言われたように「罹患したことはないけど、あまり気にしていない。」こういう方と、一方で、「未だに身近な恐怖を感じる。」という方もおられます。やはり世代とか抵抗力、これの有る無しで、ずいぶん捉え方が違っているように思います。

コロナウイルス自体が、ある意味、生活の中に入り込んでいると考えますが、ずっと感染力を持続しているわけですが、安心して暮らせる環境を整えていく必要があると思います。コロナ対策の新たな取組のお考えはございますか。お伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） コロナ対策の新たな取組の考えはとのご質問にお答えをいたします。これまでの対策といたしましては感染防止の取組の周知啓発、またワクチン接種の推進等に取組んでまいりましたが、ワクチン接種については、特例臨時接種が令和5年度末をもって終了となっております。感染防止の取組は今後も必要と考えており、感染対策が適切に行われるよう効果的な周知をおこなってまいりたいと考えております。またワクチン接種については今年秋から65歳以上の方などを対象に定期接種として始まります。新たな取組といたしましては対象の方の接種が円滑に実施できるよう、医療機関と連携し接種体制を整えてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移りたいと思います。感染症対策での課題をお伺いしたいと思います。

コロナウイルスは、50代、60代くらいまでの基礎疾患のない人が感染しますと

「ちょっとしんどい風邪」のような症状で収まっているようであります。しかし、高齢者や基礎疾患のある人には、命に係わる怖い病気であります。

4月からは先ほどのご答弁にもありましたように、医療費の自己負担が1割～3割になっていることや、ワクチンの定期接種は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクの高い人で、秋冬の年1回となり、負担額は最大7000円程度と言われております。

これ以外の方は「任意接種」となるため、更に、自己負担額が増えると言われております。高額な医療費負担をためらう人や、定期接種を受けない人など、コロナから命を守る対策と課題にどのように取組もうとされているのか。お伺います。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目の「感染症対策での課題は」について、お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、令和6年度から新型コロナワクチン接種については、65歳以上の方と60歳から64歳の重症化リスクの高い人を対象に、定期接種として実施されることとなりました。対象となる方への接種費用の助成のための予算措置は、この度の定例会においてお諮りさせていただきます。

5類移行後、国が実施してきた各種支援は終了し、医療費は通常の疾患と同様の自己負担に、またワクチン接種も自己負担が発生することになります。これまでの4年間の経験を元に、基本的な感染対策の呼びかけを継続し、感染を回避する行動に努めていただくとともに、対象となる方へのワクチン接種費用の一部を助成することで、重症化予防につながるよう、取組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。基礎疾患のある方や高齢者にとっては、単なる風邪では終わらない可能性があります。今回の新型コロナウイルス治療薬は、かなり高額になった関係で、患者さんの理解と同意がないと治療薬が出せなくなっていると考えられます。感染リスクへの再認識の対応をどのようにお考えかお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。感染リスクへの再認識の対応ということでございますが、医療費や高額薬剤の処方自己負担限度額の上限までか

かるなど負担もかなり大きくなってまいります。まずは、感染しないよう感染対策の取組が重要であり、併せて感染しても重症化しないようワクチン接種も有効と考えております。

そのためには感染リスクを再認識いただけるよう、感染状況に応じた効果的な感染対策の取組の周知と、定期接種のわかりやすい周知に取組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁のようにですね、5類感染症への移行と共に、感染対策は個人の判断に委ねられていると。こういうところが説明があったと思います。行政としても基本的な対策は、継続していただきたいと思いますので、要望しておきます。

次の質問にまいります。コロナ感染後の高齢者の体力低下をどう見るのかということでお伺いしたいと思います。

コロナウイルスの後遺症に悩む人は多いと聞きます。広島県が行った、令和3年12月10日から12月24日の間に行われた後遺症調査でも、症状は多様なようです。激しい疲労感や脱力感に襲われて、日常生活が困難になる人も少なくないと言われております。発症メカニズムは謎が多く、特効薬もない状況が続いております。

身体的な負荷をかけると、極端に体力を消耗するのが特徴らしいのですが、この場合、高齢者には引きこもりや外出を避けることが考えられます。

フレイル予防への更なるきめ細やかな取組が、求められるのではないのでしょうか。個人情報に限界を感じますが、特に、高齢者の後遺症に対しては、どのような対策が必要なのかお考えをお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは3点目のご質問、「コロナ感染後の高齢者の体力低下をどう見るのか」について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、療養期間が終了したにも関わらず、倦怠感や息切れ、息苦しさなどの症状が続く後遺症は、高齢者の更なる体力低下が懸念されるところでございます。

後遺症が疑われる場合は無理をせず、まずはかかりつけ医に受診・相談いただき、受診後、専門的な診療が必要と判断された場合は、後遺症連携医療機関の紹介

を受け、受診いただくこととなります。

また、治療により症状の改善がみられても、体力や気力が戻らない場合もあります。議員おっしゃいますように、個人的なアプローチはできませんが、福祉課と連携し、介護予防事業等の周知を行い、健康維持、フレイル予防等につなげていきたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 非常に後遺症も程度に差異があるにしても個人の生活にとっては大変な問題だと思います。もう少しお伺いしますが、この表にございますように、若い方にも後遺症の症状が多く出ているのが現状でございます。コロナ感染症の症状が比較的軽症な若い世代にも、後遺症の症状が現れております。この後遺症は、本人しかわからない症状ですが、町の罹患者の追跡調査は行われているのでしょうか。また、この先、実施の予定はあるのでしょうかお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 町の罹患者の追跡調査についてお答えいたします。町の感染者数は5類移行前までで延べ約3300人いらっしゃいます。移行後は把握できておりませんが、これまで多くの方が罹患されているものと認識しております。

追跡調査につきましては、個人情報観点から罹患者の把握はしておらず、感染後の後遺症の有無も把握をしておりません。今後も把握のほうはできませんが、ご本人やご家族からの相談等がございましたら、かかりつけ医への受診勧奨や、相談機関などをご紹介させていただき、安心いただけるよう対応してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） それではこの下の表にございます県の行った調査表からどのような対策がいるのかなということをお伺いしたいと思います。

次に県が行ったコロナ後遺症の実態調査は2回行われております。1回目の調査は、先ほどご説明したとおりでございます。このときはアルファ株やデルタ株の後遺症を調査しております。2回目は、令和5年2月1日から2週間にオミクロン株の実態を調査を行っております。それぞれの回答率は47.1%と、27.7%となっております。

この表では、「年代別の後遺症の特徴」をお示ししております。症状としては、

倦怠感、息切れ・咳の外、集中力の低下が多く、年代別では40歳代・50歳代にも、つらいと感じる症状が出ております。割合でも高い結果となっております。

特に多かった40歳代・50歳代の後遺症は、質問ではちょっと違ってたんですが、咳は1か月～2か月で100%現れます。倦怠感は29%が1年以上と、働き盛りの世代に重くのしかかっております。本人にしかわからない症状に思いますし、周囲のきめ細やかな対応や、対策が必要に思います。決しておろそかにしてはいけな
いと思いますが、どのような対策が必要か、お考えをお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは4点目の「実態調査から見える若者への対策は」についてお答えいたします。

議員ご提示の県が実施した実態調査によると、せき、倦怠感等の罹患後症状を訴える方、特に40代、50代の割合が高い等の調査結果が公表されております。

コロナ後遺症は、症状が悪化したり長引くこともあり、仕事への復帰に不安を感じられる方もいらっしゃると思います。

まずは、医療機関を受診いただき、適切な治療を早期に受けていただくことが大切であると考えております。また、後遺症に悩まれている方の治療や仕事との両立に向けた支援の推進など、国においても、コロナ後遺症に対する理解が得られるよう取り組みが進められており、町といたしましても、理解の促進に向け、情報発信等を行ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。町の支援ができるかどうかという点でございます。

コロナワクチンの接種では、副反応がひどくて、接種を敬遠した人を、多く聞きました。県が実施しました後遺症調査からも、つらいと感じる症状が、ワクチン接種の副反応の主な症状と似通っているような気がします。

後遺症は、全年齢で咳や倦怠感を中心に発症し、長期間苦しい思いをすることになります。コロナ感染症は再度感染しますので、終息しない限り永久に恐怖を伴います。コロナ感染者、及びコロナの後遺症で苦しんでおられる方への支援が、必要に思います。町のお考えをお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 後遺症などで苦しんでおられる方への町の支援についてでございます。仕事や社会生活に支障をきたす後遺症は、目に見えない症状もあり、周囲の理解が得られず悩んでいる方もいらっしゃると思います。気のせいだとか、気の持ちようだなど、心無い言葉を言うのではなく、寄り添った対応をすることが大切であり、そのための理解の促進が必要であると考えております。

症状に対しての対応といたしましては、専門医療機関での適切な医療が受けられるよう医療機関が公表をされており、また社会保障面では、傷病手当や障害年金などの支援、相談支援体制の充実が、また相談先や医療機関、症状への理解を促進するための各種情報の周知と啓発が国においても実施をされており、町といたしましてもこれらの情報発信により理解の促進につなげてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいまのご答弁のようにですね、国の施策があつて町がそれを受けて行くと。このような流れになっているわけでございますけれど、やはり国の施策に頼ることなく、町民の問題でございますので、主体的に考えていただきたいと思います。やはり町民の生活と、労働環境に対してもですね、維持並びに改善を働きかけることが必要に思います。ご検討いただきたいと思います。以上でこの質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私より7番 藤井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。このコロナ感染症につきましては、令和2年から令和6年、今、4年を数えてきているところと皆様方ご周知のところだと存じます。その間のなかで、ご質問の中でもご指摘いただきましたようにまだメカニズムのすべては解明をされていないこのウイルスでもございます。そのなかでもう既によく知っている、5類に移行したのでこれは大丈夫だ、そういったひとつの認知バイアスというものが世の中にも蔓延しているのではないかと、そのようにも受け取っているところでもございます。

咳、鼻水、のどの痛み、インフルエンザと同じく感染防止の徹底が非常に重要なところでもございます。決して軽んじることなく、変状が見られましたら以前の感染防止対策を思い出していただき、感染しない、させない、それをしっかりと継続していくとともに、周知徹底を節目に応じて図っていくことが行政からのひとつの

伝達、また皆様方への周知ということにつながっていくと受取っておるところでもございます。ご質問、ご示唆いただきましたことを受止めさせていただきつつ、町内の状況をにらみながら、また季節を捉えながら、周知を引続き継続してまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 早めの避難の定着は出来るのか 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 2点目の質問は、「早めの避難の定着は出来るのか」と題して、まもなく梅雨や台風の本格的な大雨のシーズンを迎えます。今年も洪水や土砂崩れなどの心配をしなくてはなりません。

また同僚議員からも町の防災対策を質問され関心の高い問題だと思っております。私自身も住民の安心安全の確保は出来ているのか。早めの避難は徹底されているのかなど、町の対策や災害への備えなど、お考えや進め方をお伺いしたいと思います。

さて、今年の梅雨入りの予想は、中国地方は平年並みの「6月6日ごろ」となっております。一方、梅雨明けでございますが、「7月19日ごろ」と発表されております。今年の梅雨の特徴は、インド洋熱帯域の海面水温が高いことで、インド洋熱帯域の海面水温が高い時には、日本の南では太平洋高気圧の西への張り出しが強く、日本付近には、南から暖かく湿った空気が流れ込みやすいため、降水量が多くなることが予想されております。

また、今年の台風1号は5月27日に発生し、日本の南海上を北上し、九州地方から関東上信越地域に警報を伴う大雨を降らせました。台風の発生が遅れている今年、エルニーニョ現象最盛期後の特徴と言われておりますが、台風に必要なことには変わらないのは、例年どおりであります。天気予報では、地球温暖化を背景に気象災害が頻発し、一度に降る雨の量も過去にない規模となっていることが伝えられています。ハード整備やハザードマップで危険な場所を伝え、安全度は高まっていますが、線状降水帯の発生など、想定を超える災害がいつ来るかわからないのが現状であります。

そこで、警報級の大雨の恐れがある場合など、「早めの避難」が大切に思います。「避難行動」をどのようにして浸透させ、実現させようとするのか。町の取組状況及び防災体制など、気象災害に対する考えや課題をお伺いしたいと思います。

す。

はじめの質問は、令和3年5月20日に改正災害対策基本法が施行され、避難指示で必ず避難と住民にはわかり易いものとなったと思います。「早めの避難」はできているのか。伝わり難さや、逃げ遅れから人命を守ろうとする改正であります。異常気象時に住民に伝わっていたのか、町の現状分析をお伺いします。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 藤井議員の2問目でございます「早めの避難の定着は出来るのか」に関するご質問の中、「改正災害対策基本法施行後の早めの避難は」についてお答えをさせていただきます。

改正前の災害対策基本法では、「避難勧告」と「避難指示」の違いが理解されにくく、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」もあったことから、法改正が行われ令和3年5月20日から「避難指示」に一本化されました。災害のおそれを表す5段階の警戒レベルと併せて伝えることで、警戒レベル4「避難指示」では危険な場所から全員避難という理解しやすい形に整理をされました。

世羅町におきましては、避難所の開設が必要と判断した際には、防災行政無線、世羅町LINE、ケーブルテレビなど複数の媒体で避難情報を発信しております。情報の伝達方法は増えておりますけれども、情報を正しく理解し避難行動につなげていくためには、住民の防災意識を高め災害に備えてもらう平常時の取組が大切と考えております。

今回の一般質問においても、多くの議員からこの災害に対応する行政のあり方について問われたところでございます。町としてもしっかりと周知徹底しながら災害のないことを願いつつも、あった際には的確に動けるように取組んでまると存でございます。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 防災にとって、よく空振りというのがございます。たとえば大雨が降らなくても「避難は適切に行われていたか」など、検証と課題の抽出が重要と考えております。災害対応部署では、今回は被害が少なく良かったと胸をなでおろしたとしても、本当に何事もなかったのかで済まされて良いものだろうか。いつ起こるか分からない災害に対して、事前に危険個所の点検、あるいは避難所の準備及び避難への呼びかけに理解をして頂いていたのか。このような考えがあると思います。お考えをお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○総務課長（広山幸治） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今、議員ご指摘いただきますとおり、実際に避難はどう行われたいたかといった点に注視することは非常に重要なことと認識しているところでございます。

過去甚大な被害がありました平成30年の7月の豪雨災害でございますが、これにおきまして具体のそういった行動について県でも調査をされてございます。そのとき県内でございますが、なんらかの避難行動をとった方というのが全体の29%程度というような数字も拝見しているところでございます。その後、先ほど触れたいいただきました避難情報の改正等もございましたので、理解等は高まっているものと考えているところでございますが、町長答弁のとおり平常時からの取組といったものが非常に重要であるというふうに考えているところでございます。各地域におかれましても自主防災組織並びに小さな地域ごとにですね、講和等の機会を設けたりといった取組をいただいているところでございます。たとえといたしまして地域の草刈り作業に応じて危険個所を点検するですとか、避難場所までを実際に歩いてみながら確認をしていただくといった地域ごとにさまざまな取組をいただいていることにありがたく感じているところでございます。また町といたしましてもそういった活動に際して、県等通じて専門知識のある方を招へいするなどの支援等を行っているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しリスクシナリオについてお伺いしたいと思います。関連した質問になるわけですが、「世羅町国土強靱化地域計画」、これには広島県の基本計画に調和した内容になっております。目標では、大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取組方針を示しているものでございます。

また、想定するリスク及び事前に備えるべき目標の設定と併せて、想定するリスクに対する脆弱性の評価もされ、令和7年度までの目標値を設定されています。

そこで、「起きてはならない最悪の事態」リスクシナリオについて、町の中心部を流れる「芦田川浸水想定区域図の作成」における洪水想定区域の見直しという表現がございました。どのようなお考えかお伺いします。ここでお示ししている表は6月3日の13時08分の様子でございます。下には10分おきの画像が同じように表示されますので、実際の洪水域のときには非常に参考になる画像だと考えます。それから下の表は芦田川の洪水域を示しております。非常に考えてみると怖いよう

な洪水域になっております。このあたりの考えをお伺いしたいと思っております。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員より資料を用いてお示しいただいておりますとおり、視認性が高く、イメージを大変しやすい仕組みが構築されているところでございます。一般の町民の皆様が平素から取組んでいただく内容といたしましては、やはり3月にお配りしておりますハザードマップ等をご使用いただき、身近なものとして考えていただくきっかけになればというふうに考えているところでございます。このハザードマップにつきましては、自らの地域がどういったところにあるかといったリスクについて考えを広めていただくということを想定いたしております。この洪水の想定区域でございますけれども、ハザードマップの中には急傾斜地や土石流などの、土砂災害と共に浸水等の洪水浸水想定区域というものも一緒に掲載をしているところでございます。この想定でございますが、水防法の規定により定められました想定最大降雨量というものによって想定をされてございます。ご質問いただきましたとおり起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオを基に色づけをしてあるものでございます。想定される最大ときには通常時では安全と思われるところでも浸水等の被害の恐れがある、リスクをはらんでいるといった視点を持っていただくことを重要と考えているところでございまして、これをもってすぐ避難経路を考えるといったものではなくて、建物を建てるですとか、さまざまなものが立地しているところはこういったリスクがあるのかといった長期的と言いますか、長いスパンで判断をしていただくものの目安として表示をしているものでございます。平素からこういったものを目に触れるような形でお使いいただければというふうに考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 「備えあれば憂いなし」という言葉がございしますが、そのような対応というのが必要と思っております。

過去の新聞報道で気になる記事がございました。「自治体災害時、備蓄進まず。」というようなセンセーショナルな表現がございました。同僚議員からも備蓄資材の詳細な確認がございました。私も事前点検と住民への周知というところが重要に思います。また、この備蓄資材の点検には、女性の視点を加えて行っていただきたいと、これを要望しておきたいと思っております。

次の質問に入ります。次に、自然災害を対象にした防災訓練や研修は、各自治セ

ンターや関係団体に於いて実施されておりますが、自主防災組織の組織率と防災訓練等の実施状況並びに具体的な取組内容はどのようなものなのか。町の指導と取組状況を併せてお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「防災訓練や研修は」のご質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織の組織率につきましては、令和6年4月時点で83.7%、計44組織が登録されております。

防災訓練などは、令和5年度におきましては、補助金の支給ベースでございますが、22件を実施されておりました。コロナ禍の収束とともに令和4年度から5件増加をしております。内訳といたしましては、自主防災組織として行われた活動が15件、自主防災組織以外の活動が7件ございました。

取組の内容といたしましては、避難訓練や防災講話のほか、マイタイムラインや住民相互で声掛けなどを地域で一体的に備える地域防災タイムラインの作成などが行われ、避難の呼び掛け体制構築に取組まれた組織もございます。町では自主防災組織への防災活動事業助成金の交付、防災研修への職員の派遣、県や関係機関と連携した活動支援を通し、地域防災力の向上に努めております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。各地域の自主防災組織が担う訓練とか研修がございますが、この外に、地区の防災体制の範囲、これはどうなのか。それから自治センターと体育館とまたは小中学校の体育館、複数の避難指定場所がある。誰が担当するのかなど、地区の防災計画の整備が必要ではないでしょうか。また地域の実態に即した個別の計画、個別計画策定も進めなくてはならないと思いますが、各地の進み具合はどのような状況でしょうか、お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご質問いただきました各地域での策定計画の状況といったものを網羅的に調査したものは現時点で把握しておりません。この点については申し訳なく思っております。この触れていただきます地域の防災計画でございますが、制度上は平成26年からスタートした制度でございます。各地区の住民で計画したそういった地域防災計画について世羅町が設けます

市町の地域防災計画に反映させるというような仕組みも構築されたところでございます。こうした制度上にのせた計画というのはまだ本町においてはございませんけれども、既に自主防災組織の立ち上げ等されたところにおきましては、地元の地域の実情を反映した形での防災活動なり計画なりをお持ちでございますので、そういったところを更にブラッシュアップしたり、そのときの地域の状況に併せてカスタマイズをするといったようなことを繰り返していく必要があるかというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。次に、住民は、「自らの命は自らが守る意識と自らの判断で避難する」この意識啓発が、避難訓練や防災研修で一番大切なことだと思えます。これを行政が全力で支援することで、行政も住民も一体となって、自然災害に立ち向かう社会を作ることができるものと考えます。

住民が主体的な行動を起こすポイントをどのように捉え、意識啓発を行われるのか。お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは3点目「行政も住民も一体となって」のご質問にお答えをさせていただきます。

本町でも甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨災害について、広島県が実施しました「平成30年7月豪雨災害に関する県民避難の調査」によりますと、避難行動を取った理由としまして、「隣の人が避難するのを見たから」「友人から避難を呼び掛けられたから」「近所の人が声をかけてくれたから」など、他者の行動や呼びかけなどによって避難行動が促されることが判明しております。避難された人の多かった地区では、自主防災組織の呼びかけや近所の住民同士の声かけで避難した例が多くございました。

避難行動を促すうえで、自主防災組織からの呼びかけはとても重要でございまして、地域住民相互の声掛けを後押しするため、地域防災タイムラインの作成や「避難呼び掛け体制構築・実践支援事業」として広島県アドバイザー派遣の活用などの支援を現在町も行っておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 避難する場合の避難行動要支援者、全員の方の避難を

行政だけが行うのは非常に限界があると思います。行政は真に支援を要する人の避難に責任を持って対応すると。この避難行動要支援者名簿の取扱いについてお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。避難行動要支援者について避難の支援、安否確認など、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿でございます。この名簿につきましては避難名簿提供の同意のある方につきまして警察署、それから自主防災組織、民生委員・児童委員など関係の部署へ提供することとなっております。ただし実際に災害の発生や発生の恐れがある場合には、同意の有無に関わらず、名簿情報を関係者へ提供することができ、また災害時での避難支援について早期の対応を図ることというふうに扱うものでございます。この名簿の情報は当然ながら作成する市町は厳重に管理をいたしております。また同様に提供を受ける方につきましても正当な理由なく知り得た秘密について漏らしてはならないという秘密保持の義務も課せられているものでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） わかりました。要は避難行動要支援者の避難が地域の共助を伴わないと適切な避難ができない。このときに名簿が必要だと思いますので、その管理がしっかりされているというのを確認させていただきました。

次に、令和4年9月定例会の一般質問で、「正常化の偏見」とい心理学用語が「早めの避難」を妨げていると提案いたしました。ご答弁は「率先して避難してくださる方を多く作りたい」とこのように答弁されました。その通りだと思います。「皆と一緒に大丈夫」という心理が働き、「今の自分は危機を認識できていないかも知れない」、「避難が遅れているかも知れない」このような意識を持っていただくことだと思います。同じ用語に、「正常性バイアス」や「同調性バイアス」または「経験の逆機能」など、いずれも避難を遅らせる場合の用語として使われています。

特に、高齢者の避難は、レベル3の災害の恐れがある場合に「高齢者等避難」が出されます。

お年寄りや障害のある人、乳児を持つ世帯など、移動に時間がかかる人を対象にした避難訓練や意識啓発はどのようにすべきか。また、実際に取組まれている状況をお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは4点目「高齢者等避難」への避難啓発についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者や障がいのある人など、避難に時間がかかる人については、災害発生の危険度が高まる前に早めに避難行動を起こす必要がございます。避難行動要支援者にあたる方については避難行動要支援者名簿、先ほど説明させていただきました名簿を作成をし、本人の同意が得られた方につきましては自主防災組織、民生委員児童委員と情報を共有しております。また地域に居住される方の把握にも努めていただいております。

避難行動に時間がかかる人は、地域の防災訓練等への参加自体が難しい状況もございます。支援が必要な方においては、災害の危険がある場合には、危険な場所から安全な場所へ避難するまず行動を起こすことが重要でございます。避難のためにまずは玄関へ移動するというのも避難行動の一步でございます。これを地域で取組んでいただければ避難訓練となります。

自主防災組織や地域で実施した訓練や研修の内容は地域の皆さんでの共有をお願いしております。今後も、地域防災タイムラインの作成や呼びかけ体制構築を支援し、自主防災組織と連携しながら地域の防災意識の醸成に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。警戒レベル3というのは「高齢者などの避難」でございますけれど、やはりこの避難には適切な研修資料というのが必要に思います。そこで先ほどありましたハザードマップ、ドボックスの一部になると思っておりますけれども、河川の浸水状況並びに土砂災害警戒区域の状況、こういった資料が身近な危険のリスクを身近に感じる資料だと思いますので、そのあたりの活用はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） さまざまな資料の活用状況でございます。議員2つお示しいただきました。

まずハザードマップでございますが、ハザードマップは各家庭に配付しております。どなたでも地域の呼び掛けに応じて各世帯で見ただけという形の身近なものとして配布をさせていただいております。各地域で行われます講和ですと

か、あとサロン等で防災を取上げていただいたような際にも、まずハザードマップをもって自分の住んでいる地域、それから知合いの住んでおられる方の場所等々の危険度について把握していただくという、身近なリスクを感じていただく方法として活用を行っているところでございます。

またドボックスでございますけれども、県で構築されたものでございますけれども、これの利用につきましては、地域の活動において町で取扱っているという状況ではございません。ただこのドボックス、画面を立ち上げますと、かなり立ち上げの段階から精度の高い、クオリティの高いものでございまして、最初開けた瞬間からアピールと言いますか、関心を持っていただける大変有効なものでございますので、ドボックスという言葉から知っていただくというようなところも必要であるかなというふうに感じているものでございます。大変視覚的に把握しやすいというシステムと認識をしているところでございます。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 次の質問にまいります。きめ細やかな情報提供、これについては、避難するタイミングに役立っていると思います。住民同士のつながりは、災害から命を守る可能性が高くなる「早めの避難」につながるものと思います。

避難所運営を地元防災組織に委託するとされていますが、どのような効果を期待し、各自主防災組織への浸透はどうかお伺いします。これは同僚議員も同じような質問をされております。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(米重典子) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) 5点目の「避難所運営は」のご質問にお答えをいたします。

別の議員のご質問にもございました。関心が大変高いものとして私どもも嬉しいと感じているところでございまして、令和6年3月に災害発生時に指定避難所となる津久志自治センターの開設・運営の委託について、地元の津久志地区自主防災会と協定を締結させていただきました。

日頃から面識のある地元の方々が避難所を運営されることで避難をためらうような方が減って、避難情報の発令時には、避難者を把握しやすくスムーズな受入れや円滑な避難所運営が行われるというふうに期待をしているところでございます。また、この協定締結により、地域全体で災害に備えるまさに共助の体制、そして住民の防災意識の高まりにつながるのではないかと考えてございます。

現時点で避難所運営の協定を締結している避難所は1か所でございますが、他の地区でも関心を持たれ問合せをいただいております。避難所運営にあたり委託する業務内容や町からの支援、そういった内容を説明させていただき、実際に取り組んでいただいております津久志地区の状況なども紹介しながら機運を高めてまいりたいと思っております。何より期待しますのは、顔見知りの方が取組まれるということで、理解が深まり、また誰々さんが頑張っておられるのなら協力しようというような方々も出て来るのではないかとというふうに期待しているところでございまして、この広がりをも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。町の職員も大変でしょうが、避難所運営を受入れる地域もですね、高齢化と役員へのなり手不足、こういったものがございまして。避難所運営に関わる責任の所在も気になるところでございまして。自主防災組織の委託内容はどのようなものなのかお伺いをするわけなんですけど、先ほどの質問で各地区の地区防災計画とか、個別防災計画、これらを把握しないなかで、地域に運営をまかそうと。これはあまりにも短絡過ぎるのではないかと思います、その辺も含めてお考えをお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明いたします。この開設並びに運営について委託する部分でございまして。これまで行ってまいりました職員が担っております受付の業務、それから運営時における人員の状況、避難された方の状況の把握、それから報告、連絡等でございまして。この内容について地域の皆様で担っていただくという状況でございまして、そこで発生いたしますさまざまな課題等につきましては、連携をしながら行っていくということで世羅町のほうも考えておりまして、アクシデント等があった場合には連絡していただき、世羅町におきましても現地には向かいまかせんけれども、その避難所を担当する者を配置をするような、本部に配置するような形でサポートなり連携を取っていくということを考えているところでございまして。実際の地域の防災計画等を策定し、詳細まで具体的なケースを定めているものはございせんけれども、現在の避難所運営の形がとれるような形でスタートさせていただきたいというふうに考えているところでございまして。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 地域もしんどいわけでございますので、共同の作業として負担の軽減というものも十分に配慮していただきたいと思います。

次に、地域住民を災害から守るのにどのようにして守るのか、取組をお伺いしましたが、いつ起こるかわからない自然災害に対して、地域外からの旅行者や外国人技能実習生も安全に避難をしてもらわなくてはなりません。

地理不案内な旅行者や日本語に慣れない外国人など、どのように災害から守ろうとされるのか。町の考えをお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは続いて地域外からの旅行や外国人の方に関するご質問にお答えをいたします。

本町では令和5年度に世羅町防災ハザードマップを作成し、A4判冊子の形で全戸配布をいたしております。このハザードマップには極力イラストやQRコードなどを盛込んで、日本語の読解が困難な方にも伝わりやすいようということで作成をしております。冊子には、広島県防災Web、また気象庁のキキクルなどインターネットから情報収集する方法を紹介しているほか、14か国語、15言語に対応した外国人旅行者向けの災害情報提供アプリのQRコードを掲載をしているところでございます。

ハザードマップは災害の防災の研修などに活用しておりまして、災害時に実際に外国人旅行者などの日本語に慣れない方に対しましてもハザードマップを用いることで情報の提供はできるといったようなことを周知してまいりたいと考えております。

災害発生時におきましては、広島県及び公益財団法人ひろしま国際センターにより設置されます広島県災害多言語支援センターからの支援を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） このハザードマップ、非常によくできております。あまりにも要素をこのA4の中に詰め込んでありますので、読みづらい。それからかえってわかりづらい。字が小さいので読めない。大見出しがあっても小見出しが小さすぎると。こんなところが欠点のように思います。災害時に、特に外国人の方に専門用語をいっぱい載っております。その専門用語をどのようにして伝えるのか。そして

地理が不案内な方に情報提供としてどのようにして周知を図ろうとされるのか、この辺の仕組みをお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 現行のハザードマップについてご指摘等もいただいたところでございます。どうしても膨大な情報量というようなところがございまして、なかなかまだ工夫する点があるものというふうに受止めさせていただきました。またご指摘いただきます旅行者、それから外国人の方等に対するアプローチでございしますが、まだまだ足りてないというふうに認識しているところでございます。まだ要素といたしましては観光される方が訪れられる場所でのこういった災害関係の情報伝達でございましたり、また町内で働いておられる外国人の方への直接的なアプローチといったところはまだ充足しているものではないというふうに考えているところでございます。今後さまざまなアプローチの仕方というものはあろうかと思っておりますので、我々がまず外国語を習得してというわけにはいきませんので、QRコードであったり、こういった既存のシステムを使いながら工夫していかなければならないというふうに受止めさせていただきましたところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） このハザードマップ非常に良くできておりますので、わかりやすい、もう少しわかりやすい抜粋版みたいな感じで整理していただければより使いやすいかなと思います。

過去の質問におきましても、6月、9月というところにつきましては、自然災害への対応を再三お伺いしました。

今回の質問におきましても、住民の避難について正しい理解及び支援が必要な方を地域で支える仕組みづくりを伺いました。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○7番（藤井照憲） 行政には住民や地域での取組を全力で支援していただくことを強く求めて、質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員からいろいろ災害対応についての行政の取組についていろいろとご示唆いただきました。今回冒頭に申し上げましたようにちょうど出水時期に入るということもあり、大きな災害に対する懸念が、マスコミ等においても行

われております。弱者に対する対応もいりますし、さまざまな支援の体制づくりについては、なかなかマンパワー不足するなかでもですね、効率的に町としてもしっかり取組んでいく必要があるかと思えます。まずは災害が起きないことが一番でございます。そうなった際にもしっかりと周知するなかで、皆様方が安全に安心して避難いただく。また避難された際にはそういった行政としてもまた避難の場所を運営いただくさまざまな団体においてもですね、しっかり連携を持つなかで取組んでまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(米重典子)

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、6月6日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 14時30分